

別紙

福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名称： コスモプランニング有限会社	所在地： 長野市松岡1丁目35番5号
評価実施期間： 令和5年8月23日から令和5年11月8日まで	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載） B16021、B18014、050482	

2 福祉サービス事業者情報（令和5年9月現在）

事業所名： 児童発達支援センター 蓮の音こども園	種別： 児童発達支援		
代表者氏名： 会長 横内 浄真 施設長等氏名： 園長 土屋 裕子	定員（利用人数）： 30名(40名)		
設置主体： 社会福祉法人 上田明照会 経営主体： 社会福祉法人 上田明照会	開設（指定）年月日： 昭和34年9月1日		
所在地： 〒386-0012 長野県上田市中央5-9-29			
電話番号： 0268-25-3334	FAX番号： 0268-75-5844		
電子メールアドレス： —			
ホームページアドレス： https://ueda-meishoukai.or.jp/hasunone/			
職員数	職種(専門職の名称)	常勤	非常勤
	園長	1人	-
	児童発達支援管理責任者	1人	-
	保育士	7人	5人
	児童指導員	5人	3人
	看護師	1人	-
	管理栄養士	1人	-
	調理員	-	3人
	作業療法士	1人	-
	その他	-	2人
合計	17人	13人	

3 理念・基本方針

○社会福祉法人上田明照会基本理念

設立理念である「浄仏国土・成就衆生(社会環境の浄化と円満な人格形成)」の実現を図り地域における福祉社会の形成とその発展に役立つことを期する。

○社会福祉法人上田明照会運営方針

基本方針をふまえ、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、また社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じて地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として運営する。

○社会福祉法人上田明照会職員の六つの心得(六波羅密)

布施^{ふせ}・・・思いやりの心 常に相手の立場に立つ

自戒^{じかい}・・・すべてのルールを守る

忍辱^{にんにく}・・・ストレスを抑え 「和」を尊重する

精進^{しょうじん}・・・常に追求し 充実した一日の中で「喜び働く」

禅定^{ぜんじょう}・・・ゆとりのある心を保ち 冷静沈着な行動を

智慧^{ちえ}・・・利用者の真の要求を見極める力を養う

○児童発達支援センター蓮の音こども園の運営方針

上田明照会設立の基本理念及び運営方針をふまえ次の点に力を入れる。

1. 障がいの早期発見と早期発達支援の提供
2. 家庭支援の充実
3. 地域との連携及び支援の強化
4. 甘露保育園との日常的な関わり

4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

児童発達支援センター蓮の音こども園は社会福祉法人上田明照会により運営されている。上田明照会は8事業所16福祉サービス(令和5年9月1日現在)を上田市及び坂城町で展開しており、当センターでは児童発達支援、保育所等訪問支援、指定障害児相談支援、指定特定相談支援という4つの障がい児支援サービスを提供している。

当支援センターの開設は昭和34年9月の精神薄弱児通園施設「宝池園」としての開園まで遡ることができ、現在、児童福祉法に従い児童発達支援センターとして運営している。平成30年4月に現在の新園舎が竣工したことから、若い事業所のように思われるが、その沿革を見ると幾多の変遷を経ており、併設の甘露保育園と共に地域に根差した64年余の歳月に歴史の重みを感じられる。

当センターの運営母体である社会福祉法人上田明照会は現在、成人の障がい関係施設(施設入所、生活介護、短期入所、共同生活援助)及び児童福祉関係施設(指定障害児通所支援施設、保育所等訪問支援、指定障害児相談支援、指定特定相談支援、保育所)を運営しており、ライフステージに応じた一生サポートできる生涯支援を目指し、当事業所もそのうちの児童管理事業部に属し、上田市を中心とした近隣市町村から障がいのある子どもを受け入れ、支援に当たっては、障がいの種別にかかわらず、子ども本人の意思を尊重し、また、子ども本人の最善の利益を考慮し、多機能型のサービスをフルに駆使し、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図っている。

当支援センターのある上田市中心五丁目地区は上田駅の東北東に位置し、旧北国街道に沿っており、旧町名は城下町ならではの鍛冶町、馬場町、房山町等といい、古い町並みの面影を残しつつ、現在は住宅やマンションなども立ち並んでいる。鍛冶町の人口は350人(令和5年10月1日現在)とされているが、昼間の人口は勤務場所の関係からその数を大幅に上回るものと思われる。地区内には寺院が多く見られ、当園の西隣もお寺で、また、徒歩数分の範囲に長野県上田合同庁舎、上田市健康プラザ、上田市図書館、上田市文化センター等があり文教地区ともなっている。また、東端を国道18号線が通り、そのロードサイドには全国チェーン店が軒を連ねている。

当支援センターの64年に及ぶ運営の間に子どもと子育て家庭をめぐる社会環境は大きく変化し、この数年の新型コロナ禍も踏まえ、課題が一層複雑化しているといわれている。平成6(1994)年には、国連「児童の権利に関する条約」が批准され、さらに近年においては、児童虐待や、少子化の一層の進行といった新たな課題に対応すべく「次世代育成支援対策推進法」(平成15(2017)年法制化)や「児童虐待防止法」(平成12(2000)年法制化)などの新しい施策が創設されている。そうした中、平成28(2016)年には児童福祉法が大きく改正され、すべての子どもが、福祉が等しく保障される権利の主体であることを基本理念として、改めて明記された。そして、国民は、子どもが良好な環境のなかで生まれ、社会のあらゆる分野において、年齢や発達の程度に応じて、そ

の意見が尊重されるなど、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないとしている。そのうえで、国や地方自治体は、保護者とともに子どもの心身の健やかな育成に責任を負うとしている。

子どもの福祉を推進するためには、子どもを中心に据えつつ、子育て家庭を社会全体で支えていく「子ども家庭福祉」の観点から施策を充実させるとともに、社会参加や地域づくりを進めていくことも重要で、行政機関や児童福祉施設、民生委員・児童委員、学校などの関係者はもちろんのこと、地域住民やさまざまな関係者が参加し、協働することが求められている。

当支援センターは多様な障がい特性に応じた療育の専門性を有し、障がいのある子どもを育てる保護者支援の拠点施設としての役割を担っており、相談と療育の一体的な支援をより身近な地域で提供できるよう、現在、4つの障がい児支援サービスを提供している。

そのうちの児童発達支援の方針として発達に課題を持つ就学前の子どもが日常生活における基本的動作を習得し、また、集団の中に入っていく力を身につけ、自立の促進を図ることができるよう、児童福祉法に基づいた「児童発達支援」を個々の発達に応じた支援の提供に努めるとしている。また、当センターは「福祉型」として、医療的ケア児や身体障がい児を含む40名の児童が利用している。

また、指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の方針では障がいを持つ子どもや保護者の選択に基づき、適切な障がい児通所支援等が、多様な事業者から、また、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して相談を受け付けるとしている。

更に、保育所等訪問支援の方針として、法人の基本理念、及び蓮の音こども園の運営方針をふまえ、利用児が集団生活に適応することができるよう身体及び気持ちの状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的に支援を提供するとし、また、地域及び家庭との結びつきを重視し、県・市町村・その他福祉サービスを提供するものとの密な連携に努めるとしている。

当園は法人の基本理念に沿い令和5年度の事業計画の「園児の療育(重点目標)」に「発達支援(本人支援及び移行支援)」「家族支援」「地域生活支援」の3つを掲げ、児童発達支援センターとして障害のある子どもの一人ひとりのニーズに対し、支援ごとのねらいを達成するために、それに必要な支援内容を具体的に提供しながら、総合的に支援を行っている。特に、「本人支援」として障害のある子どもの発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域を関連づけ、障害のある子どもが、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるように取り組んでいる。

児童発達支援センター等による発達支援は、子どもや保護者への生活全般における支援の一部を継続的に実施するものであると言われている。当園ではこのため、専門的なアセスメントを深め、潜在的なニーズの顕在化にもつなげ、他の支援機関との双方向のやり取りで連携している。障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を進めるため、障がいのない子どもを含めた集団の中での育ちをできるだけ保障することに重きをおき、併設の甘露保育園と連携し支援体制を整備している。加えて、専門的な知識・技術に基づく障がいのある子どもをバックアップする後方支援として保育所等訪問支援を位置づけ積極的に推進し、子育て支援における地域の育ちの場においても、障がいのある子どもの支援に協力できるように体制を整えている。法人として、近い将来、本部の入る建物の建替えに着手しようとしており、障がいを持つ子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関との連携を図り、切れ目の無い一貫した支援体制を構築しようとしている。

5 第三者評価の受審状況

受審回数(前回の受審時期)	2回目(平成17年度)
---------------	-------------

6 評価結果総評(利用者調査結果を含む。)

◇特に良いと思う点
1)子どもの尊厳や権利を守るための取り組みと自立に向けた支援 利用者を尊重するサービスの基本姿勢については法人の基本理念、運営方針などに明記されており、職員はこの基本理念・運営方針を常に意識し、また大切に支援に当たっている。

職員の行動規範ともいべき「職員の六つの心得(六波羅密)」でも「布施・・・思いやりの心常に相手の立場に立つ」と規定づけ、また、「法人としての行動規範」「職員としての行動規範」「利用者(児)に対する行動規範」「より良い法人にするための行動規範」等には、利用者を尊重した支援の内容が示され、職員が共通の理解を持つための基盤となっている。

当園として子どもの尊厳と人権を守るため、権利擁護、虐待研修を定期的実施している。子どもを尊重した福祉サービス提供が実施されているかどうか、「児童発達支援ガイドライン」に沿って自己評価を毎年度実施し、振り返りを行っている。

また、特に、障害のある子どもが、自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための支援を提供される権利を有することを職員は十分理解し、子どもの意向の把握に努めるようにし、障がいの特性や個別のニーズに対応した環境を整え、専門職員を配置しつつ子ども本人の最善の利益を考慮した個別支援を行っている。

当園では面談票(一時アセスメント票)を基に、一人ひとりの心身の状況、生活能力などを細かくアセスメントし、また、自律・自立に向けての配慮をし、日常生活の基本動作、知識を習得できるよう個別支援計画を作成し、支援に当たっている。支援計画は前期と後期2回見直しを行い、短期目標・長期目標を定め、スモールステップから取り組み、好きなこと、強みを生かす支援を大切に、身辺自立については段階的に支援を減らし褒めながら導き、自分でできたことへの成功体験ができるように配慮している。加えて、障がいのある子どもを育てる家族に対して、障がいの特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行っており、家族の思いを尊重し、保護者に寄り添いながら、子どもの発達支援に沿った支援を行っている。

児童福祉法では、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と規定づけられており、当園では一人ひとりの子どもの思いが尊重され、その最善の利益を優先して、心身ともに健やかに暮らし、将来に向けての自律、自立を目指した支援に取り組んでいる。

2) 地域社会への参加とインクルージョンの推進

地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮障害者権利条約では、障がいを理由とするあらゆる差別(「合理的配慮」の不提供を含む。)の禁止や障害者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の促進等が定められており、障害のある子どもの支援に当たっては、子ども一人ひとりの障がいの状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮が求められる。また、地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の考え方に立ち、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるようにしていくことが必要であるともいわれている。

法人には成人の障がい者施設の設定に際し「共生(ともいき)」というキーワードを使用しており、近年、「環境問題が注目されるようになり『自然との共生』『地域との共生』等の様々な共生があるが、本来の今この時の中で『共に生きる』の協調であるとし、今生きている私たちの命はご先祖様に繋いでいただいているのと同時に子や孫に繋げていく命でもある。一人の命であって一人の命ではなく、過去から未来へ繋がっていく多くの命とともに生かされている」としている。

当法人の理念や運営法人には「地域との共生」という考えが根底に流れているように思われる。地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が分野や属性の壁を越えてつながり、誰もが支え合う地域を創っていくことを目指すものであるとされ、法人全体で取り組んでいるように感じられる。

法人の運営方針に「地域の福祉向上に貢献すること」を掲げ、また、当園の運営指針の一つにも「地域生活支援」を上げ、各市町村の関係機関と連絡調整を行い、在宅乳幼児に対する外来教室「のびのび教室」の開催、保育所等訪問支援事業等の実践を通して地域に貢献しようとしている。また、今年度の当園の三つの重点目標の一つとしても「地域生活支援」として上げ、保育所等、支援を必要とする子どもが地域で適切な支援を受けられるように、当園で完結するだけでなく地域に出向いて、利用者本位の支援を進めている。

この数年、新型コロナ禍で自粛ぎみとなっているが、平常時に戻りつつある現在、児童発達支援に関わる音楽療法のボランティアや併設する「おもちゃ図書館」のボランティアなどの支援を受け、地域子ども達とふれあう機会も設けている。また、法人の生活介護事業所のカフェで開催される「ももたろう展」で子どもたちの作品を地域の人々に見ていただいている。コロナ禍で機会は減っていたが、市内のライオンズクラブとの交流会も定期的に行っている。更に、併設されている甘露保育園との交流の場を普段から設け、集団での活動、個別支援を効果的に行い、ルールや生活や楽しさを学んでいる。

当園では障がいのある子どもへの支援に当たって、保育園、幼稚園、小学校と連携し、特に、併設の甘露保育園とのクラス交流を年間で組み、また、朝の体操や自由遊びなどの自由交流にも努めている。更に、一人ひとりの発育に応じた発達支援も行い、保護者の意向を把握し、移行先と連携しつつ支援についての共通理解を図り、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っている。

3) 「食」への取り組みとその充実

「毎日の給食が食育である」との園の方針から自園で調理し、法人の委員会活動として保健・給食委員会を設け、管理栄養士による献立作成やカロリー計算など、栄養マネジメントも徹底し、食事を美味しく食べられるよう、また、地産地消による安全・安心な食の提供を行っている。

平成17年に制定された食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけている。「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」とし、私たちの心も身体も「食」の上に成り立っていると説いている。また、目的に国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、「食育」を総合的、計画的に推進することを掲げている。

当園では一人ひとりの希望や好みを把握し、また、クラスごとの希望献立なども立て、楽しく食事できるように工夫し、食べられた喜びに繋げている。発達状況、食べる力、咀嚼嚥下機能など、一人ひとりの障がいに応じ、アレルギー除去食、離乳食、特別食、ペースト食、胃ろう等の対応など、栄養士、保育士、医療機関や訓練士と連携して提供している。また、配膳はクラスで行い個人の食の進み具合を把握し、職員が調整し無理せず楽しく食べられるよう配慮している。そのうちのアレルギー除去食は医師の指示書を基に、保護者が毎週献立表を確認し、調理も別に行い、トレーを分けて配膳し、間違いのないように注意を払い提供している。

野菜の栽培(ラディッシュ、キュウリ、トマト)・収穫、野菜の皮むき(トウモロコシ、玉ねぎ等)などを体験し、食材の話調理員から聞くなど、食への興味関心が持て、園内で調理した主食(炊き立てご飯)副食を美味しく楽しく、落ち着いた場所で食べられるようにしている。栄養士と相談して主食をごはんからパンにするなどの工夫も行っている。保護者には毎月の献立表、食育だよりを配布し、玄関でその日の献立内容がわかるように提示し理解を図っている。

私たちの食生活は、ライフスタイルの多様化などに伴って大きく変化してきているといわれている。その中で食を大切にする心や優れた食文化が失われつつあるのではないかともいわれている。また、栄養バランスの崩れや不規則な食事の増加、正しい知識を持たない人の増加といった様々な問題が生じており、健全な食生活を取り戻していくことが必要ではないかとの意見も聞かれている。当園では子どもが食に関する正しい知識を身につけ、自らの食生活を考え、望ましい食習慣を実践することができるように家族とも日々連携を取り、「食育」に取り組んでいる。

4) 円滑な職員間のコミュニケーション

当園の大きな特徴として、人間関係が良好で雰囲気良く風通しが良いことが挙げられる。また、法人の理念の「浄仏国土・成就衆生(社会環境の浄化と円満な人格形成)」「職員の六つの心得(六波羅密)」「職員としての行動規範」などを基にした、「明るさ」「元気さ」「素直さ」が職員から感じられた。管理者は当園の事業全般の運営管理を行いつつ対外関係も兼務し現場重視ということ大切にしていることから、各職員もやり甲斐を持って当園の運営方針や今年度の重点目標の具現化に努めていることが窺えた。

法人として目標管理制度が導入されており、目標管理シートの作成に当たり取り組みやすい課題を抽出し、園長や主査からも助言を行い、目標項目、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。また、当園として「業務分掌」や「係の仕事」という業務マニュアルを定め、それによりそれぞれの業務分担に応じた「基本的業務」「果たすべき役割」等が定められていることから、職員一人ひとりの職務や経験、スキルに応じて具体的な目標を設定することができ、期初の目標設定時の面接での確認や中間面接での進捗状況の振り返りなども行われ、園長等から適切な助言や指導を受け次に繋げることができている。

当園では職員に向けて毎年度期初に全体会が開かれ、「発達支援・運営計画書」の内容が説明され、当園としての「運営方針」や各種マニュアルなどとして方向性が具体的に示されている。職員自らの目標管理シートにも「発達支援・運営計画書」の主旨を取り込み、原則年2回の面談により意見を聴取し、その後も随時目を通し振り返りと実践に努めている。

更に、職員会議、クラス会議、リーダー会議、パート職員会議などで職員間の情報共有、支援の検討、対応の仕方等を話し合い、子どもの状態を共有し、支援の向上に努めている。更に、必要な支援会議やケース会議等を経て、目標や支援状況がニーズや現状の身体状況等に適している

かどうかを定期的に評価し見直しを行っている。支援計画の作成・モニタリング・変更の結果、支援についての日々の記録については、園長や児童発達支援管理責任者が職員から報告を受け、必要な指示や指導をしている。加えて、支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションが虐待の防止や早期発見にも繋がるものであることを認識し、適切な支援を提供している。

当園では、職員同士での情報共有を図ることが子どもへの支援の質の向上に有用であることを職員が理解しており、職場での何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化を図っている。

◇改善する必要があると思う点

1) 中・長期計画の策定

法人の理事会が開かれ、また、評議員会も開催され方向性が決定されているが、法人の中・長期計画として明文化されたものを確認することができなかった。当園としての中・長期計画についても同様であった。

法人の令和5年度の事業計画②の重点事項には、法人内の施設の建て替え、人材育成と職場環境の整備、ICTの研究と活用に向けての取組みなどが上げられており、中期的な取り組みとして進めようとしていることが窺えるが、残念ながら中・長期計画として文書化されたものとは言い難いと思われる。

単年度から中・長期にわたる目標や行動計画など、法人としての方向性が明確にされることで、取り巻く経営環境の変化や新たな経営課題が発生した際に、計画に基づいた意思決定により、スムーズな対応が可能になるといわれ、また、職員にとっても、法人や施設・事業所の進む先が理解でき、法人への信頼性や業務の発展性につながるともいわれている。更に、事業を継続、発展させる営みとして中・長期計画を策定、実施することで、法人内だけでなく、社会や国民に対するアカウンタビリティ（説明責任）を果たし、社会福祉法人への信頼を得ることもつながるともいわれている。

今後、法人が運営する児童発達支援事業や障害者支援事業などについてそれぞれの事業として変化するニーズや福祉施策の動向を踏まえ、法人や事業部、施設、事業所の進むべき方向性を「中・長期事業経営収支見込」等の数値目標とともに明らかにされ、地域ニーズに基づいた福祉サービスの実施といったことも含め、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を定めた「中・長期計画(3～5年程度)」の作成に努められることを期待したい。

2) 職員等が、自ら将来を描くことができるような仕組みづくり

法人として目標管理制度が導入されており、また、法人の事業計画にも「人材育成と職場環境の整備(財産としての人材と考える)」として「組織特性に応じた人材育成体系の充実を図る」と掲げ、採用や「その他」についても明記し、それらに基づき取り組んでいる。目標管理制度の中で、上位者と面談する機会もあり職員の意向・意見なども集約されている。

法人の理念を基に、求める人材像や教育方針が職員全体に理解されたうえで、職員が自ら将来像を描き、段階的に目標を設定するためのツールが必要ではないかといわれている。職員等が、自ら将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス(昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会(研修等)等)の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションが重要であるともいわれている。また、キャリアパスは各法人が自らの職員の確保・定着を図ることを目的に、職員一人ひとりが「やる気と誇り」を持って働くことができる職場づくりを行うためのものであるともいわれている。

今後、目標管理制度と処遇との連動や職員自ら将来を描くことができるようなキャリアパスの「求められる能力・機能」について更に具体的に明示され、モチベーションアップに繋がっていくことを期待したい。

7 事業評価の結果(詳細)と講評

共通項目の評価対象Ⅰ福祉サービスの基本方針と組織及び評価対象Ⅱ組織の運営管理並びに評価対象Ⅲ適切な福祉サービスの実施(別添1)、内容評価項目のA-1利用者の尊重と権利擁護、A-2生活支援(別添2)

8 利用者調査の結果

アンケート方式の場合（別添3-1）

9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

（令和 5年 11月 4日）

この度は、第三者評価受審にあたり、コスモプランニング様には大変お世話になりありがとうございました。当初は不安もありましたが、前回の受審からの御縁をいただき、年月は経っていましたが、当法人のことを深くご記憶いただいておりますこと、大変心強く、安心して評価を受けることができました。誠にありがとうございました。

評価を進めていく中で、たくさんの評価項目に対しての取り組みを振り返りながら、毎年実施している自己評価では気づけなかった現状が多くあることや、改めて組織としての使命の大きさを感じました。

着眼点からのコメントを具体的にお示しいただいたことで、できている点や課題を明確にすることができました。多様な子どもたちと関わる中で、迷いながらも職員間のコミュニケーションや連携を取りながら協働してきたことを評価していただき、更には、温かい励ましの言葉は職員一同、大変嬉しく大きな励みとなりました。そして、支援に対する職員の思いや、多職種との連携、関係機関の皆様に支えられて成り立っていることも実感いたしました。また、具体的に示された課題につきましては、今後、地域のニーズに基づく具体的な福祉サービスの提供や、職員の働きやすい職場づくり、将来への見通しがもてる体制整備等を進めてまいります。

今回、受審を受ける中で、改めて当法人の設立の経緯や理念が、浄土宗の教えを基に継承され、その歴史の深さを感じました。慈愛に満ちた思いを忘れず、謙虚に、これからも子どもたちが自分らしく、楽しく、この恵まれた環境の中でともに育ちあえるよう取り組ませていただきたいと思います。

最後になりましたが、保護者の皆様には、お忙しい中アンケートにご協力をいただきありがとうございました。これからも、支援の質の向上に向けて安心・安全な運営を進めてまいります。また、コスモプランニング様には、丁寧な評価、ご教示をいただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

(別添1)

事業評価の結果 (共通評価項目)

福祉サービス種別 障がい児

児童発達支援

事業所名 (施設名) 児童発達支援センター蓮の音こども園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【障がい者・児福祉サービス版】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 理念、基本方針が法人、福祉施設・事業所内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■ 2 理念は、法人、福祉施設・事業所が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人、福祉施設・事業所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や家族への周知が図られている。 ■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蓮の音こども園は法人の運営する8事業所16サービスの内の一つで、児童発達支援を主に保育所等訪問支援を行い、児童発達支援センターとして機能している。法人としての基本理念と運営方針があり、法人のパンフレットや事業計画、ホームページなどに掲載されている。また、法人としての基本理念と運営方針を踏まえ、当事業所として「障がいの早期発見と早期専門療育提供」など4つの運営方針を定め、日中活動の場を提供し、発達支援及び家族支援を行うとしている。 ・ 当園で提供しているサービスは一人ひとりの子どもによって差はあるものの、障がいを持つ1歳から6歳までの子どもが利用しており、当園としての運営方針では存在意義、使命や役割等も明確にし、利用する一人ひとりの子どもや保護者の立場に立ったサービス提供に努めている。基本理念や運営方針は年度当初の全体職員会や法人の各事業所の業務管理委員会による年1回の研修を通じて理念や運営方針の周知が図られている。また、職員の行動規範として宗派の教えを基にした「六つの心得(六波羅密)」があり、その心得を具体的な実践へと繋げている。 ・ 利用する子どもや保護者に向けて、施設内に掲示をしたり、法人の広報誌「明照会ニュース」において発信をしたりしている。更に、保護者へ向けての「発達支援のしおり」や保護者部会などで、当園の年度の事業計画を基に理念や運営方針に関わる子どもや保護者に関わる項目をわかりやすく説明している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 7 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。 ■ 8 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。 ■ 9 利用者数・利用者像等、福祉サービスのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（福祉施設・事業所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。 ■ 10 定期的に福祉サービスのコスト分析や福祉サービス利用者の推移、利用率等の分析を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人として全国児童発達支援協議会、長野県知的障がい福祉協会、自立支援協議会、関係団体等の研修に参加し、施策、改革の方向性などを把握している。また、法人内の経営会議、管理者会議において社会情勢や事業所内の事業状況を共有し、事業所の実績を踏まえて事業計画を作成し、事業報告もしている。「経営会議」では地域の利用者の推移等も含めた環境の変化も加味し、事業の将来性・継続性を見通しながら経営環境や課題を把握し分析している。 ・法人内の施設・事業所間も含め、子ども子育て会議や地域の連絡協議会に参画して話題を共有したり、長野県・上田市等関係部署、上田市を中心とした相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保育園、幼稚園、小中学校、保健・医療関係者等と連携しつつ情報収集もしている。 ・毎年度末には各事業所や各施設から上がって来る事業報告を基に、次年度へ向けた法人全体の事業報告書を作成している。当園としての事業報告には「入園児地区別利用契約人員及び療育日数」として利用状況の分析を行っている。
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 11 経営環境や実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。 ■ 12 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。 ■ 13 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。 ■ 14 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事・評議員、監事会において、法人全体、各事業所の事業報告、収支報告が行われ、経営課題を明確にし、法人の重点目標として示され、人材育成やICT化等に取り組んでいる。また、当園として各年度の事業報告書や収支報告書を作成し詳細に分析しており、利用状況、組織体制、職員体制、財務状況等、運営上の課題を明確にし、次年度の事業計画や収支予算として課題解決に向けて具体的に取り組んでいる。 ・職員に向けた事業所としての「発達支援・運営計画書」があり当園としての今年度の重点目標も綴られ、課題や計画の進捗状況が期初や毎月の職員会議、クラス会議、クラスリーダー会議、パート職員会議などで明らかにされている。更に、事業計画や課題などは職員個々の目標管理シート等にもリンクするようになっている。 ・当園として園長や主任とのヒアリングの場や日ごろの業務の中での職員の意見・提案等が受け入れられ、人材研修や業務の効率化等に繋がっている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	□	15 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	<p>・法人の令和5年度の事業計画②の重点事項には、法人内の施設の建て替え、人材育成と職場環境の整備、ICTの研究と活用に向けての取組みなどが上げられており、中期的な取り組みとして進めようとしていることが窺えるが、中・長期計画として文書化されたものは確認することができなかった。</p> <p>・今後、法人が運営する児童支援事業や障害者支援事業などについてそれぞれの事業として変化するニーズや福祉施策の動向を踏まえ、法人や事業部、施設、事業所の進むべき方向性を「中・長期事業経営収支見込」等の数値目標とともに明らかにされ、地域ニーズにもとづいた福祉サービスの実施といったことも含め、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を定めた「中・長期計画(3~5年程度)」の作成に努められることを期待したい。</p>
			□		16 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。		
□	17 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。						
□	18 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。						
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	□	19 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	<p>・当園としての単年度の事業計画は立案されているが、基盤とする法人の中長期計画は残念ながら目にすることはできなかった。当園の年度事業計画には「運営方針」「園児の療育」「園児の安全・園児の健康」「療育相談の内容」などが盛り込まれており、特に「園児の療育」には重点目標として「発達支援」「家族支援」「地域生活支援」の3つが具体的に掲げられている。別に、収支予算として数値的な指標も立てられ、成果等が客観的に判断できるようになっている。</p> <p>・前評価細目に関連するが、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）を組み立て、その内容が単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支計画）に反映されるように、実行可能な中・長期計画を立案されることを期待したい。</p>
■	20 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。						
■	21 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。						
■	22 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I	3	(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 23 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。 ■ 24 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。 ■ 25 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。 ■ 26 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。 ■ 27 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度の法人の事業計画に沿い当園の事業計画が策定されている。また、当園としての定例の職員会議、クラス会議、クラスリーダー会議、パート職員会議などで、園長や主任のヒアリングの場もあることから意見・提案が集約・検討され事業計画に反映されている。 ・ そのほかに職員は横の組織としての委員会にも参画しており、事業計画の策定から見直しまでのPDCAの流れの中で、意見を述べる事が可能となっている。児童発達支援センターとして児童発達支援と保育所等訪問支援、相談支援事業所との打ち合わせも随時実施しており、意見・要望などが集約され課題の把握のために活かされている。 ・ 職員に向けて毎年度期初に全体会が開かれ、「発達支援・運営計画書」の内容が説明され、当園としての「運営方針」や各種マニュアルなどとして方向性が具体的に示されている。職員自らの目標管理シートにも「発達支援・運営計画書」の主旨を取り込み、原則年2回の面談により意見を聴取し、その後も随時目を通し振り返りと実践に努めている。
			② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 28 事業計画の主な内容が、利用者や家族等に周知（配布、掲示、説明等）されている。 ■ 29 事業計画の主な内容を利用者会や家族会等で説明している。 ■ 30 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。 ■ 31 事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用する子どもへのサービス提供に関わる事項として当園の事業計画の「運営方針」に「障がいの早期発見と早期専門療育提供」「家族支援の充実」等を掲げており、一人ひとりの子どもの「個別支援計画」の中にその運営方針や運営重点事項の主旨を組み込んで保護者にも説明している。 ・ 保護者等の保護者部会、個別面談時、学習会等で説明する機会を得て年間事業計画を基に説明し、各事業内容がより具体的にわかるようにしている。当園として運営している児童発達支援、保育所等訪問支援、また、併設の保育園、法人の運営する相談支援事業所や障がい者支援事業所とも共同で計画に沿った交流行事などを開催し子どもや保護者の参加を促している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント					
I	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	■ 32	組織的にPDCAサイクルにもとづく福祉サービスの質の向上に関する取組を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の委員会活動として苦情・リスク管理委員会、保健・給食委員会、業務管理委員会、人材研修委員会を設け、各事業所における権利擁護の実践状況、緊急時対応等、全体のサービスの質のアップに取り組んでいる。また、法人としての「要望等解決処理規程」に沿い、苦情や相談、要望等の内容を集計・分析し、継続的に改善活動を行っている。別途、感染対策や身体拘束については当園として質の向上を図っている。 ・当園として毎年1回、「児童発達支援ガイドライン」に基づいた「事業所における自己評価」と「保護者等からの事業所評価」を実施し、福祉サービスの内容について時系列的な振り返りを行い改善に繋げている。第三者評価の受審については平成17年度に実施している。 ・職員は日々福祉サービスの向上に取り組んでおり、自ら「目標管理シート」の目標項目として法人の重点目標や当園の重点目標にリンクさせた支援方法や技術などを具体的に挙げ、半期に一度振り返りを行うことでサービスの向上に努めている。 				
			■ 33		福祉サービスの内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。	■ 34		定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。			
			■ 35		評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		a	■ 36	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人として業務管理委員会において各施設・事業所からの事業報告や収支報告、各種委員会の報告などを評価・分析し、設備の改善や人員配置、予算的な課題等の解決に取り組んでいる。 ・「児童発達支援ガイドライン」に基づいた「事業所における自己評価」と「保護者等からの事業所評価」のそれぞれの集計結果を基に、数年前との比較やコメントの対比をし、改善すべき課題の抽出とそれに対する具体的な目標を立てている。また、職員会議、クラス会議、クラスリーダー会議、パート職員会議などにおいて評価結果や課題の共有化が図られている。 ・子どもへのサービスに関わる直接的な評価については、職員自ら作成する目標管理シートの個別自己評価や管理者評価により組織的に実施する体制があり、それに基づく課題についても文書化し、職員会議等で共有化されている。
			■ 37		職員間で課題の共有化が図られている。				■ 38	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
			■ 39	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	■ 40		改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント					
Ⅱ 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	■ 41	管理者は、自らの福祉施設・事業所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当園としての業務分掌の一覧があり、運営規程や組織図としても管理者自らの役割と責任が明確にされており、職員にも周知されている。また、管理者は当園の園長として自らの役割と責任について、当園の事業計画や「明照会ニュース（広報誌）」に掲載し表明している。管理者は当園の園長として期初の全体会で現状の取り組みや今後に向けての方向性を示している。 ・ 併設の保育園との「防火管理組織表」「自衛防災組織表」、更に、法人や地区の役員なども網羅した「鍛冶町施設緊急連絡網」など、有事の際の緊急体制として組織図が編成されており、園長としての役割、代行者等がフローとなって示されている。法人としての防災に関わる各種マニュアルも整備されており、引き渡しなどの保護者用マニュアルも整えられている。 				
			■ 42		管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。	a		■ 43	管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 併設の保育園との「防火管理組織表」「自衛防災組織表」、更に、法人や地区の役員なども網羅した「鍛冶町施設緊急連絡網」など、有事の際の緊急体制として組織図が編成されており、園長としての役割、代行者等がフローとなって示されている。法人としての防災に関わる各種マニュアルも整備されており、引き渡しなどの保護者用マニュアルも整えられている。 	
			■ 44		平常時のみならず、有事（災害、事故等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。			■ 45	管理者は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人としての「法令遵守マニュアル」があり「基本姿勢」「基本原則」「セルフチェック項目」なども定められている。また、職員の行動規範ともいべき「職員の六つの心得(六波羅密)」でも「自戒・・・すべてのルールを守る」と規定づけ、更に、「法令遵守体制について」「法人としての行動規範」「職員としての行動規範」などの行動規範も掲げ、職員は連携をとりながら法令遵守を徹底し、業務を遂行している。 ・ 自らも率先垂範し倫理や法令等の遵守に取り組み、福祉分野以外の関連法令についても理解を深めている。更に園長は法人の業務管理委員会、管理者会議、法人内の各種委員会等に参加し、県の虐待研修や権利擁護等の研修等に職員を派遣させ、伝達研修として職場内研修を実施し、遵守すべき法令等の周知も図っている。
			■ 46		管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。			■ 47	管理者は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
			(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a		■ 49	管理者は、実施する福祉サービスの質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者は当園の園長として福祉サービスの質に関する課題を十分把握しており、その改善に向けて指導力を発揮しつつ職員とともに質の向上に取り組んでいる。 ・ 各クラス会議において月ごとの支援目標に対する所見、要望・苦情、ヒヤリハットなどを確認し助言を行い、要望・リスク事故防止委員会においても報告し、対策等も職員会議で周知している。個別支援計画の作成や見直しについては検討会議において助言と指導を行っている。 ・ 法人としての委員会活動が充実しており、研修についても法人内に人材育成研修員会があり、外部研修の情報などを発信し、参加を積極的に働きかけている。法人内の各種委員会における研修や、職域研修、外部研修、また、保護者向けの学習会もあり、職員の研鑽の場となっている。 		
			■ 50	管理者は、福祉サービスの質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。		■ 51	管理者は、福祉サービスの質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	■ 52		管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	■ 53	管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	■ 54	管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。		■ 55	管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。				
	■ 56	管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	■ 57	管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。		■ 58	管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。				
	■ 59	管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	■ 60	管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。		■ 61	管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	1	(2)	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<p>■ 54 管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>■ 55 管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>■ 56 管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>■ 57 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参加している。</p>	<p>・ 基本的に法人本部で人事、労務、財務について行っているが、園長は当園の研修、職員会議やクラス会議などを通じて理念・運営方針の浸透や職員の意思統一を図り、人事、労務、財務等、運営面での効率的な業務を目指し具体的に取り組んでいる。</p> <p>・ 財務面では法人の本部に負う部分が大きく、社会福祉法人が提供する非営利的な福祉サービスという性格上、当園の収入がある程度固定化していることから支出面に留意し、空調などの調整による節電、紙媒体の使い方、在庫管理、備品・衛生品購入の手順等、すべての業務についてコストがかかっていることを意識し、また、効率的な人員体制を組む、更に、記録等事務的な業務量の効率化を図るため、事業所においてWi-Fi機能を活用できるようにしている。</p>
	2 福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	<p>■ 58 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>■ 59 福祉サービスの提供に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>■ 60 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>■ 61 法人（福祉施設・事業所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	<p>・ 法人の令和5年度の事業計画には「人材育成と職場環境の整備（財産としての人材と考える）」としており、また、当園としての事業計画にも「職員研修」として掲げている。人材の確保については法人本部と協議しながら取り組んでおり、必要な福祉人材や人員体制についても計画的に取り組んでいる。</p> <p>・ 法人や当園としての研修が年間で組まれており、別に法人の経験年数に応じて段階的に受ける経年研修もあり、目標管理シートの活用と相まって、職員のモチベーションアップに寄与している。職員の面談についても各自の目標管理シートと連動させ、原則年2回行われ、法人全体の効率的な人員配置に活かされている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(1)	② 総合的な人事管理が行われている。	b	<p>■ 62 法人（福祉施設・事業所）の理念・基本方針にもとづき「期待される職員像等」を明確にしている。</p> <p>□ 63 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>■ 64 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>■ 65 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p> <p>■ 66 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>■ 67 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。</p>	<p>・ 法人の基本理念や職員の六つの心得（六波羅密）を踏まえた「期待される職員像」が明確にされており、当園の「発達支援・運営計画書」にも明記され、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。また、「職員としての行動規範」「利用者（児）に対する行動規範」「より良い法人にするための行動規範」などからも「期待される職員像」を読み取ることができる。</p> <p>・ 法人として目標管理制度が導入されており、また、法人の事業計画にも「人材育成と職場環境の整備（財産としての人材と考える）」として「組織特性に応じた人材育成体系の充実を図る」と掲げ、採用や「その他」についても明記し、それらに基づき取り組んでいる。目標管理制度の中で、上位者と面談する機会もあり職員の意向・意見なども集約されている。</p> <p>・ 今後、目標管理制度と処遇との連動や職員自ら将来を描くことができるようなキャリアパスの「求められる能力・機能」について更に具体的に明示され、モチベーションアップに繋がらしていくことを期待したい。</p>
		(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	<p>■ 68 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>□ 69 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>■ 70 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>■ 71 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>■ 72 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>■ 73 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>■ 74 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>■ 75 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>・ 法人として「就業規則」や「育児休暇等に関する規則」「介護休業等に関する規則」があり、有給休暇や育児休暇等の取得の促進、目標管理制度による個別面談の実施などを通じて職員が仕事に対して意欲的に取り組めるような環境を整えている。また、法人として「次世代育成対策支援推進法に基づく行動計画」や「女性活躍推進法に基づく行動計画」を策定し、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や女性が働きやすい環境を整えている。職員の就業状況や意向・意見について把握もされており、現場で働く職員が休日を取りやすいように、利用する子どもや保護者との関係性にも配慮しながら勤務シフト表が組まれ、子育て等にも柔軟に対応できるようにしている。</p> <p>・ 法人内の要望・リスク・事故防止管理委員会においてメンタルヘルス研修やストレスチェックを行い、また、定期的な健康診断なども行い心身の健康維持にも取り組んでいる。</p> <p>・ 法人として勤労者互助会に加入し慶弔金などを受けられることができ、労働基準協会連合会の労災にも加入し、更に、職員親睦会を設け、福利厚生面でも配慮がされている。</p> <p>・ 今後、更なる働きやすい職場づくりに向けて、職員の就業状況などを適切な手段で把握し、休暇取得の促進、時間外労働の削減等に取組まれていくことを期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 76 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 ■ 77 個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。 ■ 78 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 ■ 79 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 ■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当園の「発達支援・運営計画書」には法人の基本理念や職員の六つの心得(六波羅密)を踏まえた「期待される職員像」が明記されており、職員の指針となっている。また、「職員としての行動規範」「利用者(児)に対する行動規範」「より良い法人にするための行動規範」などからも「期待される職員像」を読み取ることができる。 ・ 目標管理制度が導入されており、目標管理シートの作成に当たり取り組みやすい課題を抽出し、園長や主任からも助言を行い、目標項目、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 ・ 当園として「業務分掌」や「係の仕事」という業務マニュアルを定め、それによりそれぞれの業務分担任に応じた「基本的業務」「果たすべき役割」等が定められていることから、職員一人ひとりの職務や経験、スキルに応じて具体的な目標が設定することができ、期初の目標設定時の面接での確認や中間面接での進捗状況の振り返りなども行われ、園長等から適切な助言や指導を受け次に繋げることができている。
			② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 81 組織が目指す福祉サービスを実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 ■ 82 現在実施している福祉サービスの内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。 ■ 83 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 ■ 84 定期的に計画の評価と見直しを行っている。 ■ 85 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前項目同様、法人の基本理念や職員の六つの心得(六波羅密)を踏まえた「期待される職員像」が明確にされており、当園の「発達支援・運営計画書」にも明記され、それらを踏まえた教育・研修が実施されている。法人の年度事業計画、当園の年度事業計画には法人の「人材育成・研修委員会を中心に職務能力の開発及び全人的な成長を目標とした人材育成に取り組む」などとしており、園内外の研修等に出席し、支援に関するスキル等の専門性の向上や利用者本位のニーズにあったサービスの提供を図っている。「職員としての行動規範」「利用者(児)に対する行動規範」「より良い法人にするための行動規範」などからも「期待される職員像」を読み取ることができ、指針となっている。 ・ 法人や当園としての研修が年度当初に生まれ、また、法人としての経年研修も実施されており、体系的に教育・研修が実施されている。更に、随時、法人内外からの研修情報を得て、可能なものに出席し伝達研修などで幅広く伝え、支援の向上に役立っている。 ・ 法人や当園の研修では最後に受講者のアンケートを取り研修の評価をし、また、研修の復命に対するアンケートにより、実施状況や課題などを明確にし、次年度の年間計画策定時に反映している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(3)	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 86 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 ■ 87 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 ■ 88 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 ■ 89 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 ■ 90 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等について法人として把握しており、各施設や事業所の人員配置に活かされている。また、職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるように、職員の希望を聴取し、それに沿えるようにしている。更に、資格取得に向けた研修等については法人としての研修企画が別途組まれており、希望により参加することができる。 ・ 法人として新任職員については初任者研修があり、また、中堅職員研修、リーダー職員研修などが経年研修として年間で予定され、当園では業務の手引きとして、運営やケース記録、個別支援計画等の書類作成における手順や係業務の手順がマニュアル化されておりOJTに活用されている。 ・ 新型コロナ禍でWEB研修が多くなっているが、職員は法人の虐待防止・メンタルヘルス研修、園内の事例検討や障がい者虐待防止・権利擁護伝達研修、全国児童発達支援協議会が主催する園外研修等に参加し、復命書の回覧や伝達研修等でその内容を職員間で共有している。WEB研修については職員自らが希望する研修を探し受講し、療育の充実に取り組んでいる。
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 91 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。 ■ 92 実習生等の福祉サービスの専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。 ■ 93 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。 ■ 94 指導者に対する研修を実施している。 ■ 95 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当園では実習生の受け入れを福祉人材の確保とともに地域との関係づくりの一つとしてとらえ、社会福祉に関する資格取得を目指す県内外の大学生、短大生、専門学校生などの実習の受け入れについて前向きに取り組んでいる。新型コロナの5類移行も踏まえ、今年度も社会福祉の仕事を目指す学生の実習の受け入れを行っている。 ・ 大学側主催の、実習指導者説明会に参加し、新カリキュラムに対応した計画を立案し、実習先の大学などと連携し効果的な実習が行えるような計画的なプログラムを作成し、実践的な指導に当たっている。 ・ 障がい児の通所支援という特性上、現場で業務を共にする職員もシフト勤務で入れ替わることがあり、マニュアルを整備し、職員同士連携を取りつつ次代の福祉を担う若い人材の育成に全体で取り組んでいる。実習とは別に市内の中学生の福祉体験学習の受け入れも行っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	3 運営の 透明性 の確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	<p>■ 96 ホームページ等の活用により、法人、福祉施設・事業所の理念や基本方針、提供する福祉サービスの内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>■ 97 福祉施設・事業所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>■ 98 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>■ 99 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（福祉施設・事業所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>■ 100 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	<p>・ 法人としてのホームページがあり法人の事業報告、決算書、財産目録、現況報告等を閲覧できる。また、財務諸表等電子開示システム(WAM NET)のウェブサイトでも法人に関する現況報告書等（現況報告書、計算書類、定款等）の情報を公表している。更に、法人として昨年度までに受審した第三者評価の結果も公表されており 長野県ホームページからWAM NETへリンクすることができる。</p> <p>・ 法人のホームページには当園のページもあり支援方針や概要、支援内容等を知ることができる。当園として発達支援ガイドラインに基づいた自己評価を毎年度実施しておりその結果も法人ホームページに掲載されている。今回当園としては2回目の第三者評価受審となっており、結果についても公表される予定となっている。</p> <p>・ 法人のホームページにはそのほか、法人として受け付けた苦情・要望等の内容と解決状況についても公表されており、透明性が確保されている。また、ホームページには当園のブログのコーナーもあり活動情報も公開されている。更に、広報誌「明照会ニュース」に当園の事業や活動の主旨・内容などを掲載し、保護者や関係機関に知らせている。</p>
			② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	<p>■ 101 福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>■ 102 福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p> <p>■ 103 福祉施設・事業所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。</p> <p>■ 104 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	<p>・ 法人としての事務処理規程、経理規程、管理規程等の各種規程があり、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を受けることが出来る。また、法人の全施設・事業所が外部会計センターの監査を受け透明性を図っており、決算に際し、法人本部や場合により事業所のチェックも会計センターにより行われている。</p> <p>・ 法人としての理事会・評議員会が関係者や地域の人々で構成されており、年3回、運営状況を説明し意見・要望等を聞き、法人や各施設・事業所の運営に活かしている。</p> <p>・ 当園としての業務分掌が定められており、職名とともに業務内容・権限・責任が明確にされている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 105 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 ■ 106 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。 ■ 107 利用者の個別的状况に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 ■ 108 福祉施設・事業所や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。 ■ 109 利用者の買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の運営方針に「地域の福祉向上に貢献すること」を掲げ、当園の運営指針の一つにも「地域生活支援」を上げ、各市町村の関係機関と連絡調整を行って、在宅乳幼児に対する外来教室「のびのび教室」の開催、保育所等訪問支援事業等の実践を通して地域に貢献しようとしている。また、今年度の当園の三つの重点目標の一つとしても「地域生活支援」として上げ、保育所等、支援を必要とする子どもが地域で適切な支援を受けられるように、当園で完結するだけでなく地域に出向いて、利用者本位の支援を進めている。 ・ 現在、児童発達支援に関わる音楽療法のボランティアや併設する「おもちゃ図書館」のボランティアなどの支援を受け、地域の子も達とふれあう機会も設けている。更に、法人の就労支援事業所のカフェで開催される「ももたろう展」で子どもたちの作品を地域の人々に見ていただいている。コロナ禍で機会は減っているが、市内のライオンズクラブとの交流会も定期的に行っている。
			② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	<ul style="list-style-type: none"> ■ 110 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 ■ 111 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。 ■ 112 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している □ 113 ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。 ■ 114 学校教育への協力を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアの受け入れについては「ボランティアの受け入れについて」というマニュアルがあり基本姿勢も示されている。当園としてボランティアの担当職員を任命し、平常時であればオリエンテーションを行い受け入れをしているが、現在、新型コロナ禍ということで難しくなっている。 ・ 新型コロナ禍の中ではあるが、中学生の職場体験学習、音楽療法のボランティア、併設する「おもちゃ図書館」のボランティアなどの受け入れを行っている。 ・ 当園を利用する子どもたちへの理解を深めるためとボランティアの定着化を目指し、障がいの特性等に関わる小中学生向けの研修や学習会などを定期的実施されていくことを期待したい。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 115 当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ■ 116 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ■ 117 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ■ 118 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ■ 119 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、利用者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上田市を中心とした上小地区障がい児施設連絡協議会、児童発達支援センター、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保育園、幼稚園、小中学校、保健・医療関係者、養護学校などと連携しており、障がい者福祉全般についての課題解決に向け協働している。 ・ 利用開始当初から関係する機関と、支援会議やモニタリングで同席し、継続的に情報共有をしており、関係機関については利用計画書に記載し、すぐに情報として引き出せるようになっている。 ・ 各サービスの横の連携を取った「多職種連携」を目指しており、職員が組織を横断して協働し、子どもたちの福祉の向上を図ることを目的として理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、音楽療法士などからの協力も得られるようになっている。
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 120 福祉施設・事業所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人や当園の有する専門性や特性を活かした併設の障害児相談支援、特定相談支援で地域住民の多様な相談に応じることで福祉ニーズ等を把握している。更に、日常的な福祉サービスの実施を通じて、当園の福祉サービスでは対応できない障がい児等のニーズも把握している。 ・ 上小地区障がい児者施設連絡協議会や児童部会、県内の旧知的障がい通園施設の5園での研修や情報交換等も行い、ニーズを把握している。法人内の管理者会議等により、長野県知的障がい福祉協会からも成人のニーズ等を共有している。 ・ 上田市の子ども子育て会議の委員として子ども施策の情報を得ている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(3)	② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 121 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。 ■ 122 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 ■ 123 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。 ■ 124 福祉施設・事業所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。 ■ 125 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の運営方針に「地域の福祉向上に貢献すること」を掲げ、当園の運営指針の一つにも「地域生活支援」を上げ推進しようとしている。地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めることで障がい児や保護者に対する地域の人々の理解の促進や地域づくりに繋げており、法人として成人事業所の建て替えを計画し、障がい児や障がい者のライフステージに合わせたトータルの事業に取り組もうとしている。 ・ 地域の他施設・事業所と連携を図り、障がい児支援の事業所として子ども及び保護者主体の支援を進めようとしている。当園として外来親子教室「のびのび教室」「ペアレント・トレーニングプログラム」などを定期に開催し、発達相談に応じて早期支援に繋げている。平常時であれば「おもちゃ図書館」、法人の指定障害福祉サービス事業所内の「味遊カフェ」での「ももたろう展」で子どもたちの制作活動の成果の発表を行い、地域の子どもたちや住民と交流しており、その際のコミュニケーションを通じて地域の福祉ニーズ等を把握している。 ・ 住宅地域に立地する当園では、災害時、地域住民を受け入れの想定をしており、備蓄等も計画的に準備し住民への支援もできるようにしている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	■ 126	理念や基本方針に、利用者を尊重した福祉サービスの実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者を尊重するサービスの基本姿勢については法人の基本理念、運営方針などに明記されており、職員はこの基本理念・運営方針を常に意識し、また大切に支援に当たっている。 ・ 職員の行動規範ともいべき「職員の六つの心得(六波羅密)」でも「布施・・・思いやりの心常に相手の立場に立つ」と規定づけ、また、「法人としての行動規範」「職員としての行動規範」「職員としての行動規範」「利用者(児)に対する行動規範」「より良い法人にするための行動規範」等には、利用者を尊重した支援の内容が示され、職員が共通の理解を持つための基盤となっている。 ・ 子どもの尊厳と人権を守るため、権利擁護、虐待研修を実施している。子どもを尊重した福祉サービス提供が実施されているかどうか、「児童発達支援ガイドライン」に沿って自己評価を毎年度実施し、振り返りを行っている。
			② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。		a	■ 131	
■ 132	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。						
■ 133	一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、利用者のプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。						
■ 134	利用者や家族にプライバシー保護に関する取組を周知している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 135 理念や基本方針、実施する福祉サービスの内容や福祉施設・事業所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 ■ 136 組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ■ 137 福祉施設・事業所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。 ■ 138 見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。 ■ 139 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の理念・運営方針、当園の支援方針・支援内容はホームページや各サービス毎の特性が掲載されたパンフレット（児童発達支援事業、訪問等訪問支援事業等）、広報誌で発信している。また、ブログには子どもたちの活動の様子や法人内の別事業所とのかかわり等も掲載されている。 ・ 子どもや保護者が福祉サービスを選択するために必要な情報を載せた資料は絵や写真を用いた分かりやすい内容で、外国籍の方にも理解できるようになっている。 ・ 見学や体験の希望には丁寧に対応し、一日利用等の希望があれば、子どもの状態に応じて「親子外来教室（のびのび教室）」や「発達支援の体験」などで受け入れをしている。また、スムーズに利用できるように、未満児や年少児の親子には母子通園を勧めている。
			② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 140 サービス開始・変更時の福祉サービスの内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。 ■ 141 サービス開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。 ■ 142 説明にあたっては、利用者や家族等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 ■ 143 サービス開始・変更時には、利用者や家族等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 ■ 144 意思決定が困難な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの開始、変更時のサービス内容等に関する説明は独自に作成した「入園のしおり」を用いて説明している。希望に応じて園の見学を受け付け、見学時には園のパンフレットや他の資料を使って説明をしている。 ・ 定期的に「親子外来教室（のびのび教室）」を実施し、子どもや保護者がより理解しやすい環境を整え、保護者が自己決定のできる工夫や配慮を行っている。 ・ 利用を希望した際には契約を行う流れに沿い、重要事項に係わる説明書や契約書を用いて料金等の詳しい説明を行い、また、同意も得ている。 ・ サービスの開始に当たっては、子どもや保護者の意向を聞き、自己決定を尊重しながらサービス内容も決め支援計画を作成し、子どもや家族に説明している。更に、サービス変更時にはサービス管理責任者や担当職員が中心となって、子どもや保護者の意向を確認しながら進めている。日頃から子どもの意思決定支援を行っているが、子どもの状態に応じて保護者に確認する場合もある。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(2)	③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 145 福祉サービスの内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。 ■ 146 他の福祉施設・事業所や地域・家庭への移行にあたり、福祉サービスの継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 ■ 147 福祉サービスの利用が終了した後も、組織として利用者や家族等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 ■ 148 福祉サービスの利用が終了した時に、利用者や家族等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスや事業所の変更がある場合には、移行先でも継続的な支援が受けられるようにしている。アセスメントシートや個別支援計画、5領域の様子を含む情報提供書を作成し、また、移行支援会議の参加者で情報を共有し、保護者にも十分な説明を行い、綿密な連携を図りつつ継続性に配慮した対応に努めている。 ・ 福祉サービスの終了時には面談を行い、個別支援計画の終期評価や関係者を含めた移行支援会議を開催し関係機関とも連携している。退園後については、事務所が窓口となっており、いつでも相談できることを伝え、保護者の希望があれば、1ヶ月以内に家庭訪問を実施し、その後も相談があれば随時受け付け、外来訓練の利用なども受け付けるようにしている。
		(3) 利用者満足の向上に努めている。	① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 149 利用者満足に関する調査が定期的に行われている。 ■ 150 利用者への個別の相談面接や聴取、利用者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。 ■ 151 職員等が、利用者満足を把握する目的で、利用者会や家族会等に出席している。 ■ 152 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。 ■ 153 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもや保護者の満足を把握する取り組みとして、個別支援計画のモニタリング、担当職員による家族との面談、「発達支援ガイドライン」に沿った「保護者等からの事業所評価」等で、思いを把握し、改善点、課題を抽出して取り組んでいる。特に「保護者等からの事業所評価」については法人のホームページで結果を公表し「ご意見を踏まえた対応」としてその後の方向性を示している。 ・ 子どもの言動や職員の気づきは職員会議、クラス会議などで共有や検討がされ、月ごとの所見で保護者とも共有し、子どもの支援でフィードバックしている。 ・ 法人が設置している全体の親の会や当園としての保護者部会、保護者の学習会に参加し、日頃の思いなどを傾聴し、交流の場としてコミュニケーションを図っている。学習会、参観日や懇談会等の後にはアンケートを実施し、様々な視点で満足を把握しようと努めている

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 154 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。 ■ 155 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。 ■ 156 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、利用者や家族が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 ■ 157 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。 ■ 158 苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者や家族等に必ずフィードバックしている。 ■ 159 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者や家族等に配慮したうえで、公表している。 ■ 160 苦情相談内容にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人として苦情解決の規程、運営規程、重要事項説明書に、受付から解決までの流れを記載している。苦情解決責任者、苦情受付担当者なども明記されており、体制が整備されている。保護者へは入園説明や、年度当初にリーフレットとして配布し、園内に掲示もしている。 ・ 法人内に「要望・苦情・リスク管理委員会」があり定例会を開催している。第三者委員の参加も年2回あり、現状報告、困難事例の検討会を実施している。 ・ 子どもの障がい特性から苦情を申し立てることが難しい状態の中で、職員は日々、関わりながら子どもが発信している思いや表情から汲み取り対応している。モニタリングや個別面談等で定期的に保護者の意見・要望などを聴いている。 ・ 保護者から表出された意見は法人の規程に沿って対応しており、申し出のあった苦情は法人内の統一した書式を用いて記録し、園内で共有して話し合い、フィードバックしている。また、月ごとに管理者会議で報告され、「要望・苦情・リスク管理委員会」でとりまとめ、全職員に向けた研修会で事例として上げ再発防止に向け取り組んでいる。 ・ 苦情相談内容は必要に応じて県への報告を行い、毎年度、法人ホームページに「要望等解決結果報告集計」として掲載している。
			② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 161 利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 ■ 162 利用者や家族等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 ■ 163 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス利用開始時の説明、リーフレットの配布、長野県福祉サービス運営適正化委員会のポスターの掲示、重要事項説明書での明示等、相談窓口が複数あり、第三者委員へも直接相談できることを伝えている。現状は口頭もしくは連絡帳での申し出が多いが、園内には周囲に気兼ねなく相談のできる相談室があり、プライバシーなどの面でも配慮がされている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 164 職員は、日々の福祉サービスの提供において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 ■ 165 意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 ■ 166 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 ■ 167 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 ■ 168 意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。 ■ 169 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の規程集には「要望等解決処理規程」があり組織として統一した対応が定められている。 ・ 当園の業務日誌やケース記録の記述から、日頃から職員は保護者から相談を受けており、その時々において傾聴に努めていることが窺えた。受けた相談は記録として記載され、職員会議、クラス会議等で検討し、保護者へフィードバックされている。また、保護者が相談や意見を述べやすいように、職員が声を掛け、子ども・保護者と積極的にかかわりを持ち、相談室等も気軽に使用できるようにしている。聴取した意見や要望について可能なことは迅速に対応し、検討に時間がかかる場合には状況を速やかに説明している。 ・ 「発達支援ガイドライン」に沿った「保護者等からの事業所評価」アンケートを毎年度実施し、法人のホームページで結果を公表し「ご意見を踏まえた対応」として回答を兼ね方向性を示している。 ・ 「要望等解決処理規程」の改定については法人の委員会や管理者会議等において検討するようになっている。
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 170 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ■ 171 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。 ■ 172 利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ■ 173 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ■ 174 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ■ 175 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の設置するリスク管理委員会に施設・事業所毎に選任された委員が参加し、リスクマネジメントの知識の習得や危険予知トレーニング、マニュアルの整備等を行い、事業所に持ち帰り事業所職員全体に周知している。 ・ 事故発生時の様々な場面を想定したマニュアルを作成し定期的な訓練を行っている。保護者向けのマニュアルも整備し配布も行っている。 ・ 事故・ヒヤリハットの報告書の様式は統一されたものを用い、万が一事故が起きた場合には県や関係市町村に報告している。 ・ 過去に起きた事故・ヒヤリハット報告書で情報収集や分析を行うとともに、再発防止のための話し合いを行い、予防策を立てている。また、職員は法人内のリスク管理委員会による研修を受講したり、危険予知トレーニングを行い意識を高めている。 ・ 園バス運行については安全管理マニュアルを整備し、園内の安全点検も毎月、実施している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 176 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ■ 177 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 ■ 178 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ■ 179 感染症の予防策が適切に講じられている。 ■ 180 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。 ■ 181 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人内には保健管理委員会、事業所内に感染対策委員会がそれぞれ設置され責任と役割を明確にしている。保健管理委員会中心に、看護師の指導の下、職員の感染対策への意識を高め、取り組みも徹底している。感染対策委員会では定期的に研修や訓練を実施し、感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための感染症マニュアルなどを通して正しい知識を身に付け感染症蔓延防止に取り組んでいる。 ・ 今年5月以降の新型コロナ5類移行に基づき、対応を見直しているが、感染予防は医療的ケア児への対応や子どもたちへの安心・安全を確保するために必要と考え、引き続き、消毒や基本的なことは継続している。児童発達支援センター正面玄関では検温、手指消毒を徹底し、館内は定期的に換気をし、通園前の体調確認を行い、保護者等の体調についても申告していただいている。各クラスで使う備品・共有のおもちゃ、絵本等は朝、昼の午睡時等の時間に消毒を行っている。 ・ 法人として新型コロナ感染症に関する事業継続計画（BCP）があり、感染症予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備している。
			③ 災害時等における利用者の安全確保のための取組を組織的にしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 182 災害時の対応体制が決められている。 ■ 183 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。 ■ 184 利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ■ 185 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ■ 186 防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。 ■ 187 防犯に係る利用者等の安全の確保対策を検討し、実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人として災害時の緊急体制を整備し、事業所毎のマニュアルも作成し、災害時に備えている。当園として災害時等における子どもたちの安全確保のため、消防計画に基づき、毎月「火災」「地震」「風水害」「地震火災」などを想定した「避難・誘導・消火」等の訓練を隣接の甘露保育園と共に行っている。そのうちの年1回、消防署と合同で避難誘導、消火訓練を実施し、防火設備の点検も行っている。不審者対応訓練については年2回、警察署の生活安全課の協力を得て実施している。 ・ 備蓄品については一覧表で管理し、各保育室には非常持ち出し袋の準備がされている。 ・ 当センターは有事の際に地域の人々の避難場所として受け入れが可能となっている。ハザードマップを基に土砂災害を想定した事業継続計画（BCP）も整備している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	<p>■ 188 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</p> <p>■ 189 標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</p> <p>■ 190 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>■ 191 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な実施方法は「法令遵守マニュアル」「職員倫理綱領」などを踏まえ「業務管理マニュアル」「発達支援、運営計画」に明記されている。標準的な実施方法については業務管理委員会で研修を計画し実施している。 子どもの尊重、プライバシー保護、権利擁護に関する姿勢は「職員としての行動規範」「利用(児)者に対する行動規範」などに明示されており、職員は実践している。 児童発達支援として専門的役割を持っている当園としてそれに沿った「運営方針」を掲げ、具体的な「発達支援の内容と目標」についても詳細に定め、職員に周知している。 年度初めの研修や毎年度実施する「児童発達支援ガイドライン」に沿った自己評価等で標準的な実施方法に基づいて実践されているかどうかを確認している。
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	<p>■ 192 福祉サービスの標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</p> <p>■ 193 福祉サービスの標準的な実施方法の検証・見直しが定期的な実施されている。</p> <p>■ 194 検証・見直しにあたり、個別支援計画の内容が必要に応じて反映されている。</p> <p>■ 195 検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な実施方法の根拠となる「職員倫理要綱」「職員行動規範」「運営方針」等は現状を検証し定期的に見直しのできる体制があり継続的に実施されている。また、クラス会議においても標準的な実施方法が実践されているかを支援経過を基に振り返り話し合っている。特に担任は標準的な実施方法と個別支援計画が子どもと保護者の思いを反映した内容になっているかを確認している。 各種支援マニュアルは職員一人ひとりに手渡され、当園の各サービスとして必要に応じて見直しがされており、マニュアルを基に一人ひとりの子どものサービスが個別支援計画に記載されている。また、各種マニュアルの見直しについては職員が業務の中で気づいたことや利用者との関わりの中で感じたことなども取り上げ、適宜見直しを掛けている。 個別支援計画の見直しに当たっては、子どもや保護者等の意見や要望を反映させている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく個別支援計画を適切に策定している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 196 個別支援計画策定の責任者を設置している。 ■ 197 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ■ 198 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ■ 199 個別支援計画には、利用者一人ひとりの具体的なニーズが明示されている。 ■ 200 個別支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、利用者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ■ 201 個別支援計画どおりに福祉サービスが行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。 ■ 202 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な福祉サービスの提供が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別支援計画策定の責任者（児童発達管理責任者）を設置している。個別支援計画は子ども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや特性に応じて策定されている。アセスメントについてはサービスの開始前や開始直後等の定期的なアセスメントと身体状態や生活環境等の変化に合わせ随時行うアセスメントがあり、それらを行うことで根拠に基づいた個別支援計画を策定している。 ・ 支援会議を開催し、多職種が専門職の視点でアセスメントを行うことで「子どもの強み」を引き出し、保護者の願いも反映した計画として、支援者が共通認識の基、一貫したケアをチームで行うことができるようにしている。個別支援計画の目標を月案の目標として移行し、「所見」として評価し、翌月に保護者に報告している。 ・ 支援困難なケースは関係者で協議し家族状況や子どもの様子から検討を行っている。
			② 定期的に個別支援計画の評価・見直しを行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 203 個別支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、利用者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 ■ 204 見直しによって変更した個別支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 ■ 205 個別支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 ■ 206 個別支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、福祉サービスを十分に提供できていない内容（ニーズ）等、福祉サービスの質の向上に関わる課題等が明確にされている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別支援計画は必要な支援会議やケース会議等を経て、目標や支援状況がニーズや現状の身体状況等に適しているかどうかを定期的に評価し見直しを行っている。定期的な個別支援計画の評価・見直しを行う仕組みとして、評価見直しの時期の設定や計画変更の手順が周知され実行されており、支援会議にて原案の個別支援計画を策定し全体で共有している。 ・ 日々の支援状況や身体状態の変化等によって個別支援計画の変更が必要と判断した場合には支援者間で協議し、随時、計画の変更ができるように仕組みが整えられている。 ・ 当園の職員の専門性を発揮し、職種を横断した協力体制も組まれており、チームとして「PDCAサイクル」を継続しながら評価・見直しに取り組んでいる。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 207 利用者の身体状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。 ■ 208 個別支援計画にもとづくサービスが実施されていることを記録により確認することができる。 ■ 209 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 ■ 210 組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 ■ 211 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。 ■ 212 パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の定めた様式を用いて子どもの身体状況や生活状況等を記録し把握できるようになっており、必要な情報が丁寧に書き込まれている。サービス等利用計画から個別支援計画を策定し、月の目標に反映させている。子ども一人ひとりに実施された内容が適切に記録されていることがケース記録や他の記録物で確認することができた。各記録は法人全体のシステムで入力できるようになっている。 ・ 記録については書き手によって差異が生じないように「標記マニュアル」等を参考に統一を図っており、児童発達支援管理責任者や管理者が指導する仕組みがあり、毎日の記録、毎月の所見等で確認を行っている。 ・ 当園では全体で行われる職員会議をはじめ、クラス会議、リーダー会議、パート会議などが定期的に開催され、それぞれ意思統一や情報共有を目的とした会議として機能している。
			② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 213 個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 ■ 214 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 ■ 215 記録管理の責任者が設置されている。 ■ 216 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 ■ 217 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 ■ 218 個人情報の取扱いについて、利用者や家族に説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども及び保護者に関する個人情報の保護については「個人情報に関する法律」「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を基に、適切に取り扱っている。事業所で扱う個人情報の保管、保存、廃棄、情報提供に関しては法人として「個人情報保護に対する基本方針」「重要事項説明書」「業務管理マニュアル」等に定め、個人情報保護と情報開示の管理体制を整備している。また、「法令遵守マニュアル」「運営規程」等で個人情報の取り扱いや「使用目的」「使用範囲」等を説明して同意を得ている。 ・ 個人情報の含まれる記録は主にパソコンに入力されているが、個人情報流出や漏えい保護等を目的としてサーバーで管理されている。各職員にはパスワードがあり、所属事業所以外の情報を閲覧することはできないようになっている。必要に応じて印刷された個人情報は一人ひとりのファイルに綴られ、事務室の鍵付き書庫に保管されている。持ち出しをする際には所属する管理者に申し出るようになっている。 ・ 記録の管理責任者を定め、個人情報を扱う職員については「秘密保持の契約書」を取り交わし、個人情報保護規定を理解し遵守できるように教育している。

(別添2)

事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 障がい児

児童発達支援

事業所名（施設名） 児童発達支援センター蓮の音こども園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【障がい者・児福祉サービス版】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1 利用者の尊重と権利擁護	(1) 自己決定の尊重	① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 利用者の自己決定を尊重するエンパワメントの理念にもとづく個別支援を行っている。 ■ 2 利用者の主体的な活動については、利用者の意向を尊重しながら、その発展を促すように支援を行っている。 ■ 3 趣味活動、衣服、理美容や嗜好品等については、利用者の意思と希望や個性を尊重し、必要な支援を行っている。 ■ 4 生活に関わるルール等については、利用者と話し合う機会（利用者同士が話し合う機会）を設けて決定している。 ■ 5 利用者一人ひとりへの合理的配慮が、個別支援や取組をつうじて具体化されている。 ■ 6 利用者の権利について職員が検討し、理解・共有する機会が設けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の理念である「浄仏国土・成就衆生(社会環境の浄化と円満な人格の形成)」は子どもや保護者の自己決定を尊重した内容で、法人の運営方針や当園の運営方針の基になっている。また、法人職員の六つの心得(六波羅密)やその他規程に基づき、権利擁護を尊重する支援を意識し、職員間で共有している。 ・ 当園の令和5年度の重点目標として「家族支援」「発達支援」掲げ、子どもや保護者の声を大切に信頼関係を築き、良質かつ適切な支援の提供に努めている。 ・ 子どもの発信、言葉や発声、行動、表情、仕草などの基本情報、健康状態、疾患、障がい等の詳細な基本情報を把握しアセスメントを行い、芽生えている目標を、どのように遊びや生活の中に取り入れていくか検討し、専門職を含む全職員で子どもに合わせた根拠のある個別支援計画を作成し支援を行っている。 ・ 個別支援計画は年2回見直し、子どもの適切な支援に繋げている。子どもたちの好きなこと・強みに気づき、引き出せるようコミュニケーションを取るようしており、視覚支援を活用し、事前約束やSST絵カード、メモ書きなどにより、ルールや行動を見通せるようにしている。 ・ 利用者の権利について職員会、ケース会議、研修等で全職員は情報を共有し、日常的な支援を振り返る機会も持ち方向性を確認している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1	(2) 権利擁護	① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>○利用者の尊重と権利擁護は、福祉施設・事業所の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性に鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。</p> </div>	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 7 利用者の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ■ 8 利用者の権利擁護のための具体的な取組を利用者や家族に周知している。 ■ 9 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。 ■ 10 原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法を明確に定め、職員に徹底している。 ■ 11 所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。 ■ 12 権利擁護のための取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。 ■ 13 権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し、理解のもとで実践する仕組みが明確化されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人職員の六つの心得(六波羅密)の中に「自戒・・・すべてのルールを守る」と掲げ、子どもへの虐待・差別・人格無視等について厳守しており、職員インタビューでは高い意識を持ち取り組んでいることを伺うことができた。また、法人として虐待防止対応規程を定め、重要事項説明書で保護者に説明し、マニュアル等も整備している。 ・ 法人では虐待防止委員会を設置し、権利擁護や虐待について毎年業務管理マニュアルで研修を行い、また、県の研修なども受け、職員への伝達研修を行い、職員の理解を図っている。 ・ 法人として要望・苦情・リスク管理委員会を設け、虐待、不適切な支援、事故防止、ハラスメントなどの危機管理に努め、必要に応じて職員にも要望・苦情に関わる困難事例などを周知し、権利擁護に努めている。また、日常の中で、不適切な関わりがないよう、複数で支援する体制を意識し、助言を行っている。 ・ 実際に事例としてはないが、緊急やむを得ず身体拘束を一時的に実施する際には具体的な手続と実施方法等を手順に沿って行い、職員会議、クラス会議等でも説明し、個別支援計画にも記載するようになっていいる。 ・ 利用者アンケートでも職員の対応に満足しており、「丁寧に接してくれる」との回答が多かった。不適切な関わりがないように取り組んでいる。
	2 生活支援	(1) 支援の基本	① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 14 利用者の心身の状況、生活習慣や望む生活等を理解し、一人ひとりの自律・自立に配慮した個別支援を行っている。 ■ 15 利用者が自力で行う生活上の行為は見守りの姿勢を基本とし、必要な時には迅速に支援している。 ■ 16 自律・自立生活のための動機づけを行っている。 ■ 17 生活の自己管理ができるように支援している。 ■ 18 行政手続、生活関連サービス等の利用を支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面談票(一次アセスメント票)を基に、一人ひとりの心身の状況、生活能力などを細かくアセスメントし、また、自律・自立に向けての配慮をし、日常生活の基本動作、知識を習得できるよう個別支援計画を作成し、支援に当たっている。障がいの特性や個別のニーズに対応した環境を整え、専門職員を配置し連携しつつ個別支援を行っている。 ・ 毎日個別ケース記録に記入するとともに、毎月ケース会議を設け、支援の振り返りを行い、課題に向けて段階的に取り組み、家庭と共有し、特に排泄や食事、集団のルールの理解、対人関係を計画に反映している。 ・ 療育手帳や特別児童扶養手当などの行政手続、生活関連サービス等の利用については家族の意向や主治医の勧めなどに沿い、必要な時期に障がい児相談支援事業所との連携を図りながら支援している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	2	(1)	② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 19 利用者の心身の状況に応じて、さまざまな機会や方法によりコミュニケーションがはかられている。 ■ 20 コミュニケーションが十分ではない利用者への個別的な配慮が行われている。 ■ 21 意思表示や伝達が困難な利用者の意思や希望をできるだけ適切に理解するための取組を行っている。 ■ 22 利用者のコミュニケーション能力を高めるための支援を行っている。 ■ 23 必要に応じて、コミュニケーション機器の活用や代弁者の協力を得るなどの支援や工夫を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラス集団や小集団、個別等、様々な環境の中で、安心して取り組めるよう配慮している。子どもとの意思疎通を大切に、一人ひとりの状態に合わせたコミュニケーションを工夫して支援を行い、信頼関係を築いている。 ・ 言葉による意思表示や伝達が困難な子どもには写真、絵、図、タイマー、コミュニケーション機器(VOCA)などを用いて個別に対応をして意思確認をし、行動の理解ができるよう工夫している。また、顔や目の表情、動作などを見逃さず、ジェスチャー等で意思を確認し、必要な支援を行っている。 ・ 児童発達支援では気持ちの発信を促す楽しい活動や自己選択、隣接する保育園の園児との関わりの中で、一緒に活動したり、刺激を受けながら生活している。職員の声の大きさ、動きの多さにも気を付け、必要以上に全員への声掛けをせず混乱を防ぐなどの配慮をし、決まった職員で個別対応をするように心掛けている。
			③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 24 利用者が職員に話したいことを話せる機会を個別に設けている。 ■ 25 利用者の選択・決定と理解のための情報提供や説明を行っている。 ■ 26 利用者の意思決定の支援を適切に行っている。 ■ 27 相談内容について、サービス管理責任者等と関係職員による検討と理解・共有を行っている。 ■ 28 相談内容をもとに、個別支援計画への反映と支援全体の調整等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の意思や欲求に対応できるように職員の配置を多くし、職員は数名の子どもを担当し、一人ひとりの状況を把握しつつ子どもの障がい特性を踏まえて思いや意向を受容しサービス管理者との連携を図っている。また、当園ではなるべく同じ職員が決まった子どもに対応し、混乱を防ぎ信頼関係を築くよう配慮している。 ・ 気持ちを上手に表せない子どもには絵カードや写真などを使い、一人ひとりが分かる方法で説明し、選択、手順を示した上で、理解して取り組めるように支援している。児童の興味や関心、好きなことなどを理解し、やりたい気持ちを育て、意思の形成、意思表示ができるように取り組んでいる。 ・ 保護者には日頃から声を掛け連携を密に取りながら情報提供を行い、関係職員や専門職員が同席して、モニタリングや個別懇談等で子どもの思い、保護者の願いを把握し、ニーズに応じた対応を行っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	2	(1)	④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 29 個別支援計画にもとづき利用者の希望やニーズにより選択できる日中活動（支援・メニュー等）の多様化をはかっている。 ■ 30 利用者の状況に応じて活動やプログラム等へ参加するための支援を行っている。 ■ 31 利用者の意向にもとづく余暇やレクリエーションが適切に提供されている。 ■ 32 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツに関する情報提供を行っている。 ■ 33 地域のさまざまな日中活動の情報提供と必要に応じた利用支援を行っている。 ■ 34 個別支援計画の見直し等とあわせて日中活動と支援内容等の検討・見直しを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期・短期の目標（発達支援、家族支援、地域支援）に基づいて月間計画、月案、週案で様々な活動が経験できるように計画を立案している。一人ひとりの発達、発育状況に応じていることから支援方法は多様化している。子どもの当日の様子、要望、体調などを考慮して活動内容の変更などを行い、個人活動を尊重している。 ・ 毎日の様子は個々のケース記録に細かく記録されている。個別支援計画は6ヶ月に一度全職員で検討・見直しを行い、保護者の意向も反映している。 ・ 活動には専門職による運動遊び、音楽、言語などのプログラムを取り入れ、子どもの要望や意思を尊重し参加を促している。プール施設の利用、乗馬体験、調理実習など親子一緒に参加できる活動も取り入れ、職員も一緒に加わり支援を行っている。地域の親子ムーブメント講座、スポーツ大会等の情報が得られた場合はお知らせし、園の活動において取り組めるよう一緒に同行し研修を受けている。 ・ 日々の一人ひとりの状況に応じて、職員と専門職員が連携して個別支援検討会議を行い、子どもができてような目標、保護者の意向を確認し実態に合わせた支援目標が立案できるよう、具体的に検討している。
			⑤ 利用者の障がいの状況に応じた適切な支援を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 35 職員は障がいに関する専門知識の習得と支援の向上をはかっている。 ■ 36 利用者の障がいによる行動や生活の状況などを把握し、職員間で支援方法等の検討と理解・共有を行っている。 ■ 37 利用者の不適応行動などの行動障がいに個別的かつ適切な対応を行っている。 ■ 38 行動障がいなど個別的な配慮が必要な利用者の支援記録等にもとづき、支援方法の検討・見直しや環境整備等を行っている。 ■ 39 利用者の障がいの状況に応じて利用者間の関係の調整等を必要に応じて行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士、児童発達支援管理責任者、児童指導員、作業療法士、管理栄養士など専門職員を配置している。クラス担任保育士と必要に応じて専門職員も保育室に入り、児童の観察や支援を行い、適切に対応している。他のサービスを複数利用している子どももおもろ職員間で状況をしっかりと把握し、チームとして課題を共有し、個別支援計画に繋げている。 ・ 個別に毎日の支援の記録を記載し、機能訓練の記録も作成し、ケース会議で支援の振り返りを行い、共有化を図り、子ども全員の適切な支援に努めている。困難事例においては、年間を通して経過を見ながら支援を検討し、専門職と合同のカンファレンスも行っている。また、強度行動障害の研修等にも参加し、支援に活かせるようにしている。 ・ 利用者間の関係の調整等については個別対応、小グループの活動などにより配慮し、特に、クラス分けについては障がいに応じて行い、環境を整え、適切に対応している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	2	(2) 日常的な生活支援	① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="884 193 1653 256">■ 40 食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本としておいしく、楽しく食べられるように工夫されている。 <li data-bbox="884 336 1653 400">■ 41 利用者の心身の状況に応じて食事の提供と支援等を行っている。 <li data-bbox="884 480 1653 544">■ 42 利用者の心身の状況に応じて入浴支援や清拭等を行っている。 <li data-bbox="884 624 1653 687">■ 43 利用者の心身の状況に応じて排せつ支援を行っている。 <li data-bbox="884 767 1653 831">■ 44 利用者の心身の状況に応じて移動・移乗支援を行っている。 	<p>・一人ひとりの希望や好みを把握し、また、クラスごとの希望献立なども立て、楽しく食事ができるように工夫し、食べられた喜びに繋げている。発達状況、食べる力、咀嚼嚥下機能など、一人ひとりの障がいに応じ、アレルギー除去食、特別食、ペースト食、胃ろう等の対応など、栄養士、保育士、医療機関や訓練士と連携して提供している。また、配膳はクラスで行い個人の食の進み具合を把握し、職員が調整し無理せず楽しく食べられるよう配慮している。野菜の栽培(ラディッシュ、キュウリ、トマト)・収穫、野菜の皮むき(トウモロコシ、玉ねぎ等)などを体験し、食材の話を調理員から聞くなど、食への興味関心が持て、園内で調理した主食(炊き立てご飯)副食を美味しく楽しく、落ち着いた場所で食べられるようにしている。栄養士と相談して主食をごはんからパンにするなどの工夫も行っている。保護者には毎月の献立表、食育だよりを配布し、玄関でその日の献立内容がわかるように提示し理解を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、食後の清潔、身だしなみ等の援助を行い、基本的な生活習慣が身につくように、段階に応じて必要な支援を行い、自立に繋げている。 ・排泄支援は一人ひとりの発達に応じて、保護者と相談しながら無理のないようにスモールステップから進めている。 ・移動・移乗支援については介助の必要な子どもの安全に配慮しながら、危険認知の難しい場合も個別で対応できるように支援している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	2	(3) 生活環境	① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="884 193 1639 256">■ 45 利用者の居室や日中活動の場等は、安心・安全に配慮されている。 <li data-bbox="884 320 1639 384">■ 46 居室、食堂、浴室、トイレ等は、清潔、適温と明るい雰囲気を保っている。 <li data-bbox="884 448 1639 512">■ 47 利用者が思い思いに過ごせるよう、また安眠（休息）できるよう生活環境の工夫を行っている。 <li data-bbox="884 576 1639 639">■ 48 他の利用者に影響を及ぼすような場合、一時的に他の部屋を使用するなどの対応と支援を行っている。 <li data-bbox="884 703 1639 767">■ 49 生活環境について、利用者の意向等を把握する取組と改善の工夫を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1668 193 2157 336">・ 施設内外の安全点検を毎日行い、日常生活の部屋（機能訓練室）、感覚統合訓練室、遊戯室など、安心して安全に過ごせることができるようになっている。各室内はエアコンで温度調整され、換気にも注意を払い、廊下も広く落ち着いて快適に過ごすことができる。 <li data-bbox="1668 336 2157 544">・ 各部屋、廊下、トイレ、手洗い場等は整理整頓や清潔に配慮がされている。窓には遮光カーテンが取り付けられ、外部の視線や刺激を避ける工夫がされている。施設の壁や扉は木目調で統一され落ち着いた雰囲気の中で生活できるよう配慮している。トイレは暖房便座、手すり、シャワーが設置され利用しやすくなっている。クールダウンできる部屋やパーティション等で区切るなど落ち着いて過ごせる場所を確保している。 <li data-bbox="1668 544 2157 735">・ 活動内容や目的に応じて、子どもたちが過ごしやすく、やりたいことが選択できるように配慮している。併設されている甘露保育園と共有している園庭にはブランコ、滑り台、ジャングルジム等の遊具も設置され、戸外で体を十分動かして遊べ、保育園の子どもたちとの交流の場にもなっている。デッキが設置されており戸外遊びができない子どもも日光浴や外気浴をし、夏はプール遊びもできるようになっている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	2	(4) 機能訓練・生活訓練	① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 50 生活動作や行動のなかで、意図的な機能訓練・生活訓練や支援を行っている。 ■ 51 利用者が主体的に機能訓練・生活訓練を行えるよう工夫している。 ■ 52 利用者の障がいの状況に応じて専門職の助言・指導のもとに機能訓練・生活訓練を行っている。 ■ 53 利用者一人ひとりの計画を定め、関係職種が連携して機能訓練・生活訓練を行っている。 ■ 54 定期的にモニタリングを行い、機能訓練・生活訓練計画や支援の検討・見直しを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども一人ひとりの発達段階を評価しながら課題設定を行う中で、本人の楽しみな課題を取り入れ、できそうなことから段階的に支援している。 ・ クラスの活動に機能訓練を取り入れ、運動遊び、制作、戸外遊びなどを通じ、一人ひとりの発達の援助を行っている。作業療法士、理学療法士、心理士、音楽療法士等の専門職員により日常生活の観察を行い、指導、援助を受け療育に取り入れている。訓練後は専門職員の助言を受け、ケース検討会議で各クラス職員で共有し、日常生活にも継続的に取り入れて支援を行っている。合同カンファレンスとして保護者も同席し話し合いの場を設け、訓練内容や支援内容の検討・見直しを行っている。
		(5) 健康管理・医療的な支援	① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 55 入浴、排せつなどの支援のさまざまな場面をつうじて、利用者の健康状態の把握に努めている。 ■ 56 医師又は看護師等による健康相談や健康面での説明の機会を定期的に設けている。 ■ 57 利用者の障がいの状況にあわせた健康の維持・増進のための工夫を行っている。 ■ 58 利用者の体調変化等における迅速な対応のための手順、医師・医療機関との連携・対応を適切に行っている。 ■ 59 障がい者・児の健康管理等について、職員研修や職員の個別指導等を定期的に行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開始時の面談票(一次アセスメント票)により健康状態を把握し、看護師、栄養士と情報を共有し家庭との連携を図っている。身体測定(毎月)や内科検診(年2回)、歯科検診(年1回)を実施し、一人ひとりの健康状態を把握している。また、個別指導として記録を残し、保育士等も把握している。 ・ 看護師を配置し、いつでも相談できる体制を整え、必要に応じて医療機関の受診にも職員が同行し、医師の助言を受け、全職員で情報の共有化を図っている。医療的ケア児の対応については、指示書、看護サマリー等で随時、確認をしている。また、体調が変化した時には看護師が中心となり対応し、家庭へも迅速に連絡を取っている。 ・ 子どもたちの健康管理のために医療センターの医師による学習会を企画したり、当園として感染対策委員会を設置し、定期的に園内での研修、訓練を行っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	2	(5)	② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	b	<ul style="list-style-type: none"> ■ 60 医療的な支援の実施についての考え方（方針）と管理者の責任が明確であり、実施手順や個別の計画が策定されている。 ■ 61 服薬等の管理（内服薬・外用薬等の扱い）を適切かつ確実にしている。 ■ 62 慢性疾患やアレルギー疾患等のある利用者については、医師の指示にもとづく適切な支援や対応を行っている。 ■ 63 介護職員等が実施する医療的ケアは、医師の指示にもとづく適切かつ安全な方法により行っている。 ■ 64 医師や看護師の指導・助言のもと、安全管理体制が構築されている。 □ 65 医療的な支援に関する職員研修や職員の個別指導等を定期的に行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師の診断書、指示書を基に個別支援計画を作成し、職員は随時確認をしている。また、看護師が医師の指示書に沿って医療的ケアを行っている。服薬については医師の与薬指示書を保護者から提出していただき、それを基に管理し、看護師が与薬を行っている。 ・ アレルギー除去食は医師の診断書を基に、保護者が毎週献立表を確認し、調理も別に行い、トレーを分けて配膳し、間違いのないように注意を払い提供している。 ・ 医師や看護師から指導、助言を受け、連携を取り、看護日誌やケース記録をとり、全職員で情報を共有し安全に過ごせるように体制を整えている。 ・ 看護師や職員が随時、医療的支援の研修に参加し、職員会議で伝達研修を行っている。 ・ 今後、安全確保のための体制を更に整備するとともに、可能であれば、職員が医療的な支援の一環としての喀痰吸引や経管栄養に関する登録認定を受け、医師・看護師等との連携を確保しつつ、その指示の下、適切に対応されていくことを期待したい。
		(6) 社会参加、学習支援	① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 66 利用者の希望と意向を把握し、社会参加に資する情報や学習・体験の機会を提供する等、社会参加への支援を行っている。 ■ 67 利用者の外出・外泊や友人との交流等について、利用者を尊重して柔軟な対応や支援を行っている。 ■ 68 利用者や家族等の希望と意向を尊重して学習支援を行っている。 ■ 69 利用者の社会参加や学習の意欲を高めるための支援と工夫を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一人ひとり子どもの生活能力の向上を図るために地域の研修会や子どもの遊び場などの情報を保護者に提供し、社会性を伸ばす支援を行っている。子どもと保護者からの意向を聞き、趣味や興味ある活動を取り入れ、支援を行っている。保護者と一緒に乗馬体験、プール体験（ふれあい真田館利用）、おもちゃ図書館等を計画し地域の子どもたちや人々との交流を深める機会を設けている。 ・ 当園として保護者部会と協働し保護者向けの学習会を年間で計画し、また、アンケートも実施し意向を確認し、参加しやすい内容で学習会を実施している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	2	(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 70 利用者の希望と意向を把握し、地域生活に必要な社会資源に関する情報や学習・体験の機会を提供している。 ■ 71 利用者の社会生活力と地域生活への移行や地域生活の意欲を高める支援や工夫を行っている。 ■ 72 地域生活への移行や地域生活について、利用者の意思や希望が尊重されている。 ■ 73 地域生活への移行や地域生活に関する課題等を把握し、具体的な生活環境への配慮や支援を行っている。 ■ 74 地域生活への移行や地域生活のための支援について、地域の関係機関等と連携・協力している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学、保育園・幼稚園移行のための見学、体験に可能な限り同行し、また、移行する場合は、情報提供や実際の参観、移行支援会議なども行い、子どもや保護者の不安を軽減できるように配慮している。サポートブックの作成についても支援している。 ・ 併設されている甘露保育園との交流の場を普段から設け、集団での活動、個別支援を効果的に行い、ルールや生活や楽しさを学んでいる。 ・ 保育園、幼稚園、小学校と連携をし、一人ひとりの発育に応じた療育支援を行っている。また、保護者の意向を把握し、移行先と連携しつつ支援についての共通理解を図っている。
		(8) 家族等との連携・交流と家族支援	① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 75 家族等との連携・交流にあたっては、利用者の意向を尊重して対応を行っている。 ■ 76 利用者の生活状況等について、定期的に家族等への報告を行っている。 ■ 77 利用者の生活や支援について、家族等と意見交換する機会を設けている。 ■ 78 利用者の生活や支援に関する家族等からの相談に応じ、必要に応じて助言等の家族支援を行っている。 ■ 79 利用者の体調不良や急変時の家族等への報告・連絡ルールが明確にされ適切に行われている。 ■ 80 利用者の生活と支援に関する家族等との連携や家族支援についての工夫を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人としての親の会、園の保護者部会などの交流の場を提供し、参加の可否については意向を尊重している。保護者との連携・交流については個別懇談、アンケート等で意向を聞き、それらを尊重した対応を行っている。 ・ ホームページ、ブログ、園だより、クラスだより等で方針や取り組み状況などを伝え連携を図っている。個別に毎日の生活の様子を連絡帳を用いて細かく伝え、月ごとの目標に対しての評価を所見として渡している。写真や動画で生活の様子も伝え、家庭では見られない姿や成長から喜びを共有し支援に繋げている。 ・ 保護者からの相談はいつでも受ける体制を整え、意向や思いを聞き、保護者の気持ちを理解した上で助言を行い、思いに寄り添って対応を行っている。年1回、父親面談を実施し、土曜日の通所に合わせて面談を行っている。また、きょうだい児会なども行い、交流や家族支援に繋げている。保護者部会や学習会、クラス懇談会等でも要望や意見を把握し、「ママザウルス」という母親同士の会での交流も支援しており、気軽に話ができる場となっている。 ・ 緊急時の連絡先、受診先等も把握しており、家族等への報告・連絡ルールについても保護者用のマニュアルで周知し適切に行っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	3 発達支援	(1) 発達支援	① 子どもの障がいの状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="887 197 931 229">■ 81 子どもの発達過程や適応行動の状況等を踏まえた発達支援（個別支援）を行っている。 <li data-bbox="887 309 931 341">■ 82 子どもの発達に応じて必要となる基本的日常動作や自立生活を支援するための活動や取組について、個別活動と集団活動等を組み合わせながら実施している。 <li data-bbox="887 421 931 453">■ 83 子どもの活動プログラムについてはチームで作成するとともに、子どもの状況に応じた工夫や見直しを行っている。 <li data-bbox="887 533 931 564">■ 84 子どもと保護者に対し、学校及び保育所や認定こども園、児童発達支援事業所等との情報共有、連携・調整をはかっている。 	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1671 197 2154 325">・ 個別の発達、障がいに応じたクラス分けを行い、個別支援計画、クラス運営計画を作成し、支援を行っている。複数の職員でクラスを担当し、その日の子どもの意思や状況により少人数のグループ分けや活動に変更し、一日の振り返りを行い、記録もしている。 <li data-bbox="1671 325 2154 453">・ クラス活動やグループ活動のほか、クラス以外の子ども達との活動も行き、隣接する甘露保育園との関わりも大切にしている。日頃の活動の中で専門職員もチームとなり一人ひとりの発育、状態を把握し、連携をしながら支援している。 <li data-bbox="1671 453 2154 549">・ 保護者には併設の甘露保育園との交流の様子などをクラスだよりで知らせたり、行事や懇談会の時にスライド等で伝えている。就学先や他園の情報についても提供し相談や調整を図っている。
	4 就労支援	(1) 就労支援	① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="887 632 931 663">□ 85 利用者一人ひとりの働く力や可能性を引き出すような取組や工夫を行っている。 <li data-bbox="887 743 931 775">□ 86 利用者一人ひとりの障がいに応じた就労支援を行っている。 <li data-bbox="887 855 931 887">□ 87 利用者の意向や障がいの状況にあわせて、働くために必要なマナー、知識・技術の習得や能力の向上を支援している。 <li data-bbox="887 967 931 999">□ 88 働く意欲の維持・向上のための支援を行っている。 <li data-bbox="887 1078 931 1110">□ 89 仕事や支援の内容について、利用者への定期的な報告と話し合いを行っている。 <li data-bbox="887 1190 931 1222">□ 90 地域の企業、関係機関、家族等との連携・協力のもとに就労支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1671 903 2154 967">・ 就労支援のための事業所ではないので対象外

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	4	(1)	② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	a)	<input type="checkbox"/> 91 利用者の意向や障がいの状況に応じた仕事時間、内容・工程等となっている。 <input type="checkbox"/> 92 利用者が選択できるよう、多様な仕事の内容・工程等を提供するための工夫を行っている。 <input type="checkbox"/> 93 仕事の内容・工程等の計画は、利用者で作成するよう努めている。 <input type="checkbox"/> 94 賃金（工賃）等を利用者にわかりやすく説明し、同意を得たうえで適切に支払われている。 <input type="checkbox"/> 95 賃金（工賃）を引き上げるための取組や工夫を行っている。 <input type="checkbox"/> 96 労働安全衛生に関する配慮を適切に行っている。	<p>・就労支援のための事業所ではないので対象外</p>
			③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	a)	<input type="checkbox"/> 97 職場や受注先の開拓等により仕事の機会の拡大（職場開拓）に努めている。 <input type="checkbox"/> 98 障害者就業・生活支援センターやハローワーク等との連携を定期的かつ適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 99 利用者の障がいの状況や働く力にあわせて、利用者と企業とのマッチングなどの就職支援を適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 100 就労後の利用者と職場との関係づくりなど、職場定着等の支援を必要に応じて行っている。 <input type="checkbox"/> 101 利用者や地域の障がい者が離職した場合などの受入や支援を行っている。 <input type="checkbox"/> 102 地域の企業等との関係性の構築や障がい者が働く場における「合理的配慮」を促進する取組・働きかけを行っている。	<p>・就労支援のための事業所ではないので対象外</p>

利用者調査の結果

福祉サービス種別 障がい児支援施設
事業所名（施設名） 児童発達支援センター
蓮の音こども園
(児童発達支援)

1 調査概要

調査対象者	保護者	
調査方法	アンケート方式	* 利用者へのご案内で手順、記入方法などを説明。
利用者総数（人）	40人	
調査対象者数（人）	39人	
有効回答者数（人）	35人	
利用者総数に対する回答者割合（%）	89.7 %	

2 利用者調査全体のコメント

■ 調査票の記入者は「母」とする方が回答者全体の88.6%であった。いただいた回答の中で、当センターを利用する子どもさんの年齢として多いのは「4～5歳未満」で45.7%、次いで「3～4歳未満」と「5～6歳未満」がそれぞれ20.0%、「6歳以上」が8.6%、「2～3歳未満」が2.9%となっている。また、子どもさんの在籍期間は「1年未満」と「1～2年未満」がそれぞれ31.4%、「2～3年未満」が28.6%、「3～4年未満」が5.7%となっている。回答を頂いた子どもさんの療育手帳の区分はB1の方とB2の方がそれぞれ22.9%、A1の方が11.4%、A2の方が2.9%、手帳なしという方が31.4%という状況であった。また、身体障がい者手帳上の障がいの程度では3級の方が8.6%、2級の方が5.7%、手帳なしという方が51.4%となっている。身体障がい者手帳上の障がい名では肢体不自由という方が8.6%、内部障がいという方が2.9%、手帳なしという方が40.0%となっている。

■ 「現在利用している施設のサービスを総合的に見て、どの程度満足していますか」という総合的な問に対しての感想では、回答を頂いた方のうちの97%の方が「大変満足」あるいは「満足」としており、満足度としてはかなり高いように思われる。「日頃、常にありがたく感じています」「子どもも親も安心して通うことができます。職員の皆様のおかげです。ありがとうございます」「いつも良くしてもらっていて本当に感謝してもしきれない気持ちです」「不満はありません」等、満足の声寄せられている。

■ 満足度が高い項目として「お子さんにあった食事方法（食事時間、食器・用具、食べやすい工夫、介助方法等）になっていますか」「お子さんの発達に合わせた豊かな感性を育む活動・遊び等が行なわれていますか」「職員はみんな同じようにお子さんに接してくれますか（人によって言うことが違うということはありませんか）」「お子さんの気持ちをわかってくれる（相談できる）職員がいますか」「施設には、のびのびできる雰囲気がありますか」「施設ではお子さんの意思が尊重されていますか」「日課や行事予定等が分かるようになっていきますか」「お子さんの成長ぶりや目標について、十分な情報提供・説明がありますか」「お子さんが施設でどのような生活を送っているのかについて、施設から十分な情報提供がありますか」「障がい児者を抱える家族の精神面を支えるようなサポートがありますか（相談、共感、理解促進、情報提供等）」「お子さんの目標や計画について、職員はいっしょに考えわかりやすく説明してくれましたか」「施設の役割やサービスなどの考え方を知る機会がありましたか」「説明を聞いて、施設を利用してみようと思いましたが」「職員は不満や要望に対してきちんと対応してくれていますか」という14項目が上げられる。当センターとして目指す「障がいの早期発見と早期発達支援の提供」「家族支援の充実」「甘露保育園との日常的な関わり」等について職員が熱意と誠意をもって取り組み、「社会環境の浄化と円満な人格の形成」という法人基本理念の主旨の下、また、「共に生きる」というスローガンに沿い、保護者との信頼関係を醸成しつつ未来ある子どもたちの発達支援に努めていることが窺える。

3 利用者調査の結果

《基本的なサービスについて》

(注) 回答の実数の合計が30人に満たない項目には無回答という方がいます。

	調 査 項 目	回 答	回 答 数	(%)	グ ラ フ
	コ メ ン ト				
問 1	お子さんにあった食事方法(食事時間、食器・用具、食べやすい工夫、介助方法等)になっていますか	はい	33 件	94%	
		どちらともいえない	0 件	0%	
		いいえ	0 件	0%	
		わからない	2 件	6%	
	・回答を頂いたほとんどの方94%の方が食事方法について「あっている」としている。「わからない」と回答された方も含めて、この項目について意見・要望などは上がっていない。				
問 2	運動遊びを通して、運動発達の促進や健康の維持・促進が十分に行なわれていると思いますか	はい	33 件	94%	
		どちらともいえない	1 件	3%	
		いいえ	0 件	0%	
		わからない	1 件	3%	
	・この項目についても94%の方が「十分に行なわれている」と満足度は高い。「子ども達に依じての遊びなど工夫がある。職員の方々が温かく接してくれる」との声が上がっている。「はい」としつつ、「外で遊ぶ時間がもう少しあるといい。体が大きくなってくると体力が余ってしまう。もっと動いて疲れると睡眠や食事がしっかりとれる気がします」との期待の声が聞かれている。				

調査項目		回答	回答数	(%)	グラフ
コメント					
問3	お子さんの発達に合わせた豊かな感性を育む活動・遊び等が行なわれていますか	はい	34 件	97%	
		どちらともいえない	1 件	3%	
		いいえ	0 件	0%	
		わからない	0 件	0%	
<p>・この項目についても97%の方が「行なわれている」としている。「通い始めてから少しずつできることが増えてきている。とてもありがたいです」「常に子ども中心に考えその子のペースに合わせてもらい感謝しています。できないこともどうしたらできるようになるか、いろんな対策を提示していただき、親も勉強になります」等、満足の声が寄せられている。</p>					
問4	他の人に知られたくないことの秘密を守るなど、プライバシーが守られていますか	はい	30 件	86%	
		どちらともいえない	3 件	9%	
		いいえ	0 件	0%	
		わからない	2 件	6%	
<p>・回答を頂いたうちの86%の方が「プライバシーが守られている」としている。「どちらともいえない」「わからない」とする方も含め、この項目について意見・要望などは頂いていない。</p>					
問5	(更衣や排泄などで)お子さんが恥ずかしい思いをしないような配慮がありますか	はい	24 件	69%	
		どちらともいえない	5 件	14%	
		いいえ	0 件	0%	
		わからない	6 件	17%	
<p>・回答を頂いたうちの69%の方が「配慮がされている」としている。この項目についても「どちらともいえない」とする方を含め、意見・要望などは上がっていない。</p>					
問6	緊急時(災害・病気・ケガなど)への対応は十分ですか	はい	28 件	80%	
		どちらともいえない	4 件	11%	
		いいえ	0 件	0%	
		わからない	3 件	9%	
<p>・こちらの項目にはついては「何か問題があった時もすぐに電話して下さいませ」等、回答をいただいた方の80%の方が「緊急時への対応が十分である」としている。「どちらともいえない」とする方から「職員が不審者訓練や避難訓練等を実施してくれておりますが、緊急時の引き渡し訓練は1度もないので心配だ」との声が寄せられている。「わからない」とする方もいるが、具体的な意見・要望などは上がっていない。</p>					
問7	職員は、お子さんに丁寧(乱暴な言葉を使ったり、命令したり、呼び捨てにしない)に接してくれますか	はい	31 件	89%	
		どちらともいえない	4 件	11%	
		いいえ	0 件	0%	
		わからない	0 件	0%	
<p>・この項目についても89%の方が「丁寧に接してくれる」としている。どちらともいえない」「わからない」とする方も含め、この項目について意見・要望などは頂いていない。</p>					
問8	職員はみんな同じようにお子さんに接してくれますか(人によって言うことが違うということはありませんか)	はい	32 件	91%	
		どちらともいえない	1 件	3%	
		いいえ	0 件	0%	
		わからない	2 件	6%	
<p>・こちらの項目にはついては回答をいただいた方のうちの91%の方が「同じように接してくれる」としている。「スタッフの皆さんがとても優しく親身になって下さり、楽しく安心して通うことができます」「先生方はとても親身になって対応して下さいありがとうございます」「どの先生方も親身になってご対応いただいております。本当にありがとうございます」等の満足の声が聞かれている。一方、「職員全員が同じように接してくれているのかは疑問に感じる部分があり、適切な対応ではないのではないか、人数的にも時間的にも仕方のないことなのかと思ってしまう場面もあります。そしてどの子にも平等に接していただけるようお願いしたいと思います」との声が上がっている。</p>					
問9	お子さんの気持ちをわかってくれる(相談できる)職員がいますか	はい	34 件	97%	
		どちらともいえない	1 件	3%	
		いいえ	0 件	0%	
		わからない	0 件	0%	
<p>・97%の保護者が「気持ちをわかってくれる職員がいる」と回答している。「どちらともいえない」とする方を含め、この項目について具体的な意見・要望は上がっていない。</p>					

《施設の雰囲気について》

調査項目	回答	回答数	(%)	グラフ
コメント				
問10 施設には、のびのびできる雰囲気がありますか	はい	34 件	97%	
	どちらともいえない	1 件	3%	
	いいえ	0 件	0%	
・この項目について97%の方が「のびのびできる雰囲気がある」としている。「どちらともいえない」とする方を含め、この項目について具体的な意見・要望は上がっていない。				
問11 施設ではお子さんの意思が尊重されていますか	はい	33 件	94%	
	どちらともいえない	1 件	3%	
	いいえ	0 件	0%	
	わからない	1 件	3%	
・94%の保護者が「意思が尊重されている」と回答している。「どちらともいえない」「わからない」とする方がいるが、具体的な意見・要望は上がっていない。				

《利用中の情報提供について》

調査項目	回答	回答数	(%)	グラフ
コメント				
問12 日課や行事予定等が分かるようになっていますか	はい	35 件	100%	
	どちらともいえない	0 件	0%	
	いいえ	0 件	0%	
	わからない	0 件	0%	
・回答を頂いたほとんどの方が日課や行事予定等について「分かるようになっている」としている。こちらの項目については具体的な意見・要望は上がっていない。				
問13 お子さんの成長ぶりや目標について、十分な情報提供・説明がありますか	はい	34 件	97%	
	どちらともいえない	1 件	3%	
	いいえ	0 件	0%	
この項目については「どの部分ができた、困っていることの共有を親、先生の間でできているので支援しやすいです」との声があり、97%の方が成長ぶりや目標について「十分な情報提供・説明がある」としている。「どちらともいえない」とする方がいるが、具体的な意見・要望は上がっていない。				
問14 お子さんが施設でどのような生活を送っているのかについて、施設から十分な情報提供がありますか	はい	33 件	94%	
	どちらともいえない	2 件	6%	
	いいえ	0 件	0%	
・この項目については94%方がどのような生活を送っているのかについて「十分な情報提供がある」としており、「毎日子どもの様子を教えてくれるので安心して預けることができます」「毎日連絡帳に1日の様子や給食の様子を丁寧に書いて下さり、どんな様子で過ごしていたのかとても分かりやすく感謝しています。家でもそれを見て子どもに聞いてみたり、真似をしたりして楽しんでいます」との声が寄せられている。「どちらともいえない」とする方から、具体的な意見・要望は上がっていない。				
問15 家族は施設を随時見学することができますか	はい	30 件	86%	
	どちらともいえない	3 件	9%	
	いいえ	2 件	6%	
・こちらの項目については回答をいただいたうちの86%の方が「随時見学することができます」としている。「実際不可能なことは承知なのですが、子どもたちにバシバシに隠れて園での生活や活動を見てみたいです」と、期待の声が上がっている。「どちらともいえない」「いいえ」とする方もいるが、具体的な意見・要望などは上がっていない。				

調査項目		回答	回答数	(%)	グラフ
コメント					
問16	進路を考えると、職員は適切な情報を提供し、また親身になって相談に乗ってくれますか	はい	30 件	88%	
		どちらともいえない	4 件	12%	
		いいえ	0 件	0%	

・こちらの項目については「子の将来や日常生活も真剣に向き合っていたいただき大変助かっています」との満足の声があり、回答をいただいた方のうちの88%の方が「随時見学することができる」としている。一方、「子どもの進路に関して、自分が子の様子を見てどう思うか、生活面でどの程度自立していればよいのか、どの進路を選べばよいかなどの情報を提供してくれない。そのため自力で先輩のお母さんなどから情報を集めるほかに困る」とする意見が上がっている。

《家族支援について》

調査項目		回答	回答数	(%)	グラフ
コメント					
問17	障がい児者を抱える家族の精神面を支えるようなサポートがありますか(相談、共感、理解促進、情報提供等)	はい	32 件	91%	
		どちらともいえない	3 件	9%	
		いいえ	0 件	0%	

・こちらの項目については回答をいただいたうちの91%の方が「サポートがある」としている。「子どものみならず保護者にも気を遣っていただいています」との声が寄せられている。「どちらともいえない」とする方もいるが、具体的な意見・要望などは上がっていない。

問18	保護者同士の交流の機会は十分にありますか	はい	28 件	80%	
		どちらともいえない	6 件	17%	
		いいえ	1 件	3%	

・こちらの項目については回答をいただいたうちの80%の方が「交流の機会は十分にある」としているが、「どちらともいえない」と「いいえ」とする方の合計が20%と、新型コロナウイルスの影響により保護者同士の交流の機会について自粛傾向にあることが窺える。この項目については具体的な意見・要望などは上がっていない。

《年間目標について》

問19	お子さんの目標や計画について、職員はいっしょに考えわかりやすく説明してくれましたか	はい	34 件	97%	
		どちらともいえない	1 件	3%	
		いいえ	0 件	0%	

・この項目についても目標や計画について「いっしょに考えわかりやすく説明してくれた」とする方が97%となっており満足度は高い。「どちらともいえない」とする方から「モニタリングが少なくて相談する場が少ない、時間がない → 改善策が見当たらず解決できないことが多い」との意見が寄せられている。

《利用前の情報提供についてお聞きします》

◆過去1年以内にこの施設を利用し始めましたか。
 1. はい ↓ 2. いいえ → 問23へ

調査項目		回答	回答数	(%)	グラフ
コメント					
問20	利用する前に、施設での生活や支援内容など、知りたいことについてわかりやすい説明がありましたか	はい	18 件	72%	
		どちらともいえない	6 件	24%	
		いいえ	1 件	4%	

・「過去1年以内にこの施設を利用し始めた」と回答した方への設問であるが、回答をいただいたうちの72%の方が「知りたいことについてわかりやすい説明があった」としている。「どちらともいえない」「いいえ」とする方もいるが、具体的な意見・要望などは上がっていない。

問21	施設の役割やサービスなどの考え方を知る機会がありましたか	はい	19 件	100%	
		どちらともいえない	0 件	0%	
		いいえ	0 件	0%	

・同じく「過去1年以内にこの施設を利用し始めた」と回答した方への設問であるが、回答をいただいたほとんどの方が施設の役割やサービスなどの考え方を「知る機会があった」としている。こちらの項目については具体的な意見・要望などは上がっていない。

調査項目		回答	回答数	(%)	グラフ
コメント					
問22	説明を聞いて、施設を利用してみようと思いましたか	はい	18 件	95%	
		どちらともいえない	1 件	5%	
		いいえ	0 件	0%	
<p>・同じく「過去1年以内にこの施設を利用し始めた」と回答した方への問であるが、回答をいただいた95%の方が「施設を利用してみようと思った」としている。「どちらともいえない」とする方もいるが、具体的な意見・要望などは上がっていない。満足度に関わる具体的な声は上がっていない。</p>					

《トラブル等への対応について》

調査項目		回答	回答数	(%)	グラフ
コメント					
問23	家族が不満や要望を職員に言いやすい雰囲気がありますか	はい	29 件	88%	
		どちらともいえない	4 件	12%	
		いいえ	0 件	0%	
<p>・こちらの項目については「何か困りごとがあれば相談に乗ってくれ、子どもも園に入ってとても成長しました。感謝しています」等、回答をいただいたうちの88%の方が「言いやすい雰囲気がある」としている。「どちらともいえない」とする方もいるが、具体的な意見・要望などは上がっていない。</p>					
問24	職員は不満や要望に対してきちんと対応してくれていますか	はい	31 件	94%	
		どちらともいえない	2 件	6%	
		いいえ	0 件	0%	
<p>・こちらの項目については94%の方が「きちんと対応してくれている」としている。「どちらともいえない」とする方もいるが、具体的な意見・要望などは上がっていない。</p>					